

NO	事務事業名	課	事業概要	成果目的(誰をどのような状態にしたのか)	目標達成状況	R2年度事業の実施結果、改善内容等の説明	町民、議会、その他からの指摘事項・ニーズ	問題・課題	事業の方向性	取組み方針(改善方針)	4年度以降の方向
1	職員等人員管理事務	総務課	必要最小限の職員で最大限の行政サービスを提供できるよう、職員の退職に関する事、採用試験に関する事、非常勤職員等の給与・採用に関する事務を行い、適正な職員定数の管理を行う。	町民に対する行政サービスの確保を図るため優秀な人材確保と適正な人員による業務執行体制を維持し経費の抑制を図る。	目標程度	正職員数は目標を達成している。また、職員採用については、申し込みがR1年度は18人に対し、R2年度は20人となった。	特になし	正職員の採用については、教養から面接重視への流れがあり、芳賀広域行政事務組合で行う教養試験の内容についても、各団体間で協議をしていくことが必要。	改善して継続	職員採用ガイドブックの内容を見直し、印刷予算を削減する。WEB版やプリンタ出力にする予定。	社会情勢の変化があれば採用試験実施日の前倒し、通年採用等が考えられる。
2	総務係事務	総務課	給与などの予算見積もり及び支払いの実施、職員を対象に健康診断の実施。益子町研修協議会への補助	給与などの予算化及び支払いを公正に行い職員が職務に専念できるようにする。また、職員一人ひとりが心身に健康を保つことによって住民へのサービス向上に繋がる。	目標程度	例月業務として、給与、賞与、旅費等の支給を実施。健診については職員を対象に2回実施した。再検査不要の職員数は目標以下であった。また、判定C以上の職員については産業医による健康相談を受けるよう指導した。	職員の給与などについては、透明性、公平性確保のため、誤解のないわかりやすい公表が求められている。コロナ対策で職員研修協議会事業は見送った。	健診の結果を踏まえ、再検査が必要な職員について、再検査を行ったかどうかは把握していない。職員の健康維持のため再検査の実施状況を確認することが必要である。また、メンタルチェックの結果、高ストレスと判定された職員への対応について、産業医からのカウンセリングだけでは不十分との指摘がある。	このまま継続	健診の内容については継続して実施するが、成果指標として受診率の向上を目標とし、職員の健康維持に努めていく。メンタルチェックの結果、高ストレスと判定された職員への対応について、対応を検討していく。	健診の受診率向上のため職員への積極的な周知を継続して行う。
3	庁舎管理事務	総務課	施設の維持管理業務に関する契約の締結及び庁舎の補修・修繕等を行う。	庁舎を常に良好な状態に保ち、町民が快適に庁舎を利用できるようにする。	目標程度	庁舎が昭和52年築であり間もなく40年を経過するため、設備や建具、駐車場路面など多くに不具合が発生しており、一時的な補修で対応するのも難しい部分も出て来ている。令和2年度においては、庁舎長寿命化計画、各種修繕などを行った。	現在使用不能には至っていないが、舗装路面や庁舎空調、照明など、来庁者に迷惑をかけている部分もある。	計画的な補修、設備交換など計画的なメンテナンスを行うに至っていない	このまま継続	定期的に庁舎内を巡回し、修繕箇所を早期発見、修繕に努める。また、照明のLED化を進める。	長寿命化計画に基づき庁舎空調、電源等の改修について施工方法を検討し準備を進める。
4	選挙管理・啓発・執行事務	総務課	町民(選挙人)の参政権の行使について、公平公正な立場で執行する。選挙啓発では常時としてHPの利用や年1回「芳賀の白ばら」を発行、選挙時としてHPに加え「広報ましこ」「お知らせ版」に選挙時啓発の記事を掲載する。	広報媒体や各種選挙を通じて、町民(選挙人)の選挙に対する投票率・関心を向上させ、公平公正な明るい選挙の実現を図る。	目標程度	定例の選挙管理委員会の業務、選挙啓発ポスター募集・展示及び芳賀の白ばらの共同発行を行った。投票率(栃木県知事選)については、当日投票時間を短縮したものの、数回にわたる広報、防災無線による周知により目標値を上回った。芳賀の白ばらについては、回覧とした。	投票可能時間を短縮したが、特にトラブルはなかった。	投票率の向上は、選挙人である町民の投票行動次第であり、学校教育における政治教育が十分に行われていない現状から、今後も若年層の投票率が飛躍的に伸びることは考えにくいところであるが、若年層への積極的な働きかけを行わなければならない。	改善して継続	成果指標の目標は前回衆議院選の投票率56.39%を上回る57%とした。予算(衆議院選)は一部未計上。投票時間短縮に伴う投票率低下を招かないよう、制度周知を徹底する。入場券の個人別配付について引き続き実施し、選挙人の便宜を図る。若年層への啓発活動を積極的に行う。事務の合理化を図り、選挙経費の削減に努める。	選挙経費の縮減と投票率の向上をバランスよく実現できる手段について、先進事例を研究する。
5	自治会振興事業【新未来】	総務課	広報等行政文書の配布を依頼し、報酬を支給する(年1回)。自治活動推進事業補助金(運営補助金)、地域整備推進事業補助金を交付する。年3回自治会長会議を開催する。	地域リーダー(自治会長)の育成や自治会加入率の向上、自治会組織の活性化を図り、地域と行政の連絡を円滑に行えるようにするとともに、地域におけるまちづくりを推進する。	目標程度	自治会加入率の低下が課題。コロナの影響で自治会長会議が1回中止、10件の地域整備事業が中止となった。	自治会への加入促進や脱会者を減らすことにつながるような取り組みの実施	自治会加入のメリット(加入しないことのデメリット)を未加入世帯に示すことが困難	改善して継続	自治会加入率を上げるため、周知等を行う。	自治会の意義等を周知して自治会加入率の低下を防ぐ。
6	広報広聴事業	総務課	「広報ましこ」を月1回発行し自治会長を通じて配布するほか、「お知らせ版」は月2回発行し、新聞折込で配布。また、ホームページにより各課のお知らせやイベント情報などの更新を行う。町民からの意見箱等での要望等に対する回答を担当課へ依頼する。栃木県主催の「県民フォーラム」「県政懇談会」「県民バス」等の開催に協力する。(広報ましこ・お知らせ版などの発行等事業、広聴事業、ホームページ運営事業を統合)	町民がまちづくりに参加できるよう、町政や町民生活に関わる情報を町民に広報する。住民の町政への参加意識を高めるために、町政に対する意見・要望を収集するとともに、質問に対する回答を担当課に依頼し、町政に対する理解を深めてもらう。	目標程度	広報ましこ・広報ましこお知らせ版の発行。町ホームページへの記事転載。広報ましこ発行部数 6,650部、広報ましこお知らせ版発行部数 6,050部。また、ホームページに、町政に関する情報や観光案内などを掲載した。更新は、各課で行っている。町内4カ所に設置してある意見箱、全世帯に年1回配布する意見用紙などの各種広聴事業などにより、広く町民の意見・要望を把握した。	特になし	広報などを多くの人に読んでもらうための工夫に努め効果があったと思われる。コロナ関連の広報も適当な時期に実施することができたと思う。また、コロナ関連のお知らせ版特別号も発行することができた。	改善して継続	さらに見たいと思われるような紙面及びホームページづくりに努める。また、校正を十分に行うようにする。	各課広報委員との編集会議等で、紙面及びホームページづくりを研究していく。また、広く町民の意見・要望を把握し、まちづくりに繋げていきたい。

7	文書事務	総務課	<p>益子町文書取扱規程及び益子町公印規程に基づき、文書及び公印を管理する。各課で起草した条例や規則等の制定や改正に当たり審査を行う。</p> <p>議会の議決を経る議案の整理及び議案書の作成を行う。</p> <p>毎日送付される文書を課別に分けて配布する。また、発送する郵便物をとりまとめ、仕分けして郵便局へ持ち込む。</p> <p>町民に配布する平易な文書や内部の会議資料等の印刷を行う。</p> <p>町民等から情報公開等の請求があったときは、条例等に基づき情報の提供を行う。</p> <p>市町村の境界及び字界の変更等のときには、立ち会いをし、適切な土地利用の誘導を行う。(文書・公印管理事務、条例・規則等の審査事業、提出議案等の整理事業、文書の收受及び発送業務、印刷業務、情報公開に関する事務、市町村の境界及び字界の変更事務を統合)</p>	<p>取り扱うすべての文書及び各種公印を適切に管理する。</p> <p>条例等の審査・整理をし、ホームページなどで検索できるようにする。</p> <p>議案を作成し議会に上程することで議会が円滑に行われるようにする。</p> <p>送付された文書を遅滞なく各課に配布し、各課から発送する文書をとりまとめ発送する。各課から印刷依頼されたものを正確かつ迅速に仕上げ、コスト削減にも繋げる。</p> <p>情報公開をおこない、町と町民との情報の共有を図り、開かれた行政の実現を目指す。</p> <p>市町村の境界及び字界の適切な土地の管理を行う。</p>	目標程度	<p>文書番号は、総務課に備えてある文書件名簿により付し、秘書広報係長が確認する。公印を使用するときは、秘書広報係長が審査をする。</p> <p>例規の審査については、担当課で精査した後、秘書広報係で審査する二重チェックを行っている。</p> <p>町議会定例会及び臨時会の議案を整理し、議案書を作成。</p> <p>毎日届く多くの文書を担当課へ配布する。発送文書は、市内特別郵便利用等のため、総務課でまとめて発送している。</p> <p>各課からの依頼により印刷・製本等を行っている。</p> <p>町民等から情報公開請求があったときには、関係課に繋げ、公開の可否を15日以内に通知してもらい、情報公開可能なものは公開する。</p>	特になし。	<p>各課において文書番号を取得することができない。</p> <p>条例は法律に違反しない限り町民の権利を制限したり義務を課したりできるものであるから、内容や表現について慎重に審査する。また、例規執務サポートシステム「スーパー例規ベース」の使用方法が職員に十分に浸透していない。</p> <p>正確な文書の收受及び発送をするため、各課の職務の内容を正確に把握する必要がある。</p> <p>情報公開請求があっても、保存年限等の関係で情報開示できないものもある。</p>	改善して継続	<p>「スーパー例規ベース」を各課の職員が使いこなせるように研修等を実施していく。</p> <p>各課及び議会事務局と連絡調整を密にし、議会が円滑に開会できるようにする。</p> <p>文書の收受、発送が効率よく行えるように、引き続き改善していく。</p> <p>印刷の知識・技術を習得することにより、仕上りの良い印刷を行えるようにする。</p> <p>情報開示請求があったときには、担当課に至急繋げ適切に対応できるようにする。</p>	引き続き効率的で正確な文書事務ができるように工夫・研究する。
8	秘書・交流事業	総務課	<p>町長の日程を調整、管理し、それを庁内LANに掲示し、職員への情報共有を図る。町長の日程に基づき、町長車を運行する。友好都市への訪問及び訪問受け入れをする。新年を迎える会等の準備及び開催をする。(秘書用務・交際に関する事務、国際交流事業、儀式の開催事業を統合)</p>	<p>町長の公務がスムーズに行えるようにする。国際友好都市 イギリスのセントアイブス町、アメリカのダブリン市との交流を深める。町の式典等を円滑に執り行う。</p>	目標程度	<p>町長日程の管理、町長交際費の管理、町長車の運転業務を実施。</p> <p>国際交流については、新型コロナウイルスの影響により実施は延期になった。</p> <p>新年を迎える会につきましては、新型コロナウイルスの影響により、祝宴を無くし会場を町民会館に変更し、元氣寿司の法人社長によるコロナ禍の取り組み等の講演会を実施した。</p>	<p>コロナ禍において新年を迎える会を開催したことに対し、招待者等から批判の意見もあった。</p>	<p>今後もコロナが続くようならば、更に、開催方法を見直す必要があると思う。</p>	改善して継続	<p>秘書業務については、組織内部のほか、外部機関とも協力体制を確立する。</p> <p>国際交流については、セント・アイブスに渡航予定であったが、新型コロナウイルスの影響により1年延期となった。今後は、各関係機関と連絡を取り合い進めていきたい。</p>	<p>秘書業務については、前年度の実績を参考に継続していく。</p> <p>国際交流については、セント・アイブスやダブリンと交流を深められるように事業を実施する。</p> <p>町の式典等については、毎年の反省点を改善し、より円滑に実施する。</p>
9	消防団活動	総務課	<p>消防団の適正な定員管理・任免・報酬を支払うとともに、団員の被服装備品の管理を行う。各種会議・研修会を開催するとともに、常備消防、国、県、支部消防協会との連絡調整を図る。</p>	<p>消防団の組織機能を維持することにより、有事の際に住民の生命・財産を守る。</p>	目標未達成	<p>消防団定数219名の定員を確保できた。</p> <p>団員の活動中の作業効率向上のため、ジェットシューターを購入した。</p> <p>コロナ禍のため、大きな事業は実施できないものが多かった。</p>	<p>自治会等と協力し、各地域の消防団員を確保する必要がある。</p>	<p>職業の多様化、厳しい経済状況等により消防団への参加ができない人が多くなってきている。</p>	このまま継続	<p>継続的に災害・点検等に必要な消防団員の確保に向けて、年間を通して消防団への参加を呼び掛ける。</p>	<p>地域の安全を確保するため、有事の際に対応できるよう、時代に対応した消防団の組織を構築していく。</p>
10	防災活動	総務課	<p>地域防災計画、国民保護計画、業務継続計画の作成・管理、防災メール、自主防災組織への補助、防災訓練費用等</p>	<p>災害に係る予防、応急、復旧対策に関し、町・防災関係機関が処理すべき事務や業務の大綱をまとめ、災害対策を計画的に推進することにより、町民の生命・身体・財産を守る。</p>	目標程度	<p>新たに2つの自主防災組織が設置され、資機材購入補助を行った。</p> <p>防災無線の難聴地域への対応として、防災無線の内容をスマートフォンへ送る地域防災コミュニケーションネットワークシステムの導入を行った。</p>	<p>防災無線の聞こえが悪いところへの対応。</p>	<p>浸水想定区域、土砂災害警戒区域になっている地区住民に防災意識を浸透させるかが課題である。</p> <p>防災無線が聞こえにくい住民へ災害情報の入手方法の周知が課題。</p>	このまま継続	<p>地域防災コミュニケーションNWシステムの構築。</p> <p>Yahoo!防災速報アプリの周知徹底及び防災メール登録の強化。</p> <p>地域防災計画の改定及び物資輸送マニュアルの作成。</p>	<p>多様化する災害に備えるために、随時計画の見直しを行っている。</p>
11	交通安全推進事業【新未来】	総務課	<p>春秋の交通安全運動時の街頭広報活動、交通安全指導員による幼児・児童から高齢者に対する交通安全教室の開催等を行う。</p>	<p>交通安全に対する住民の意識向上を図ることにより、交通事故を抑制し、交通死亡事故の減少を目指す。</p>	目標程度	<p>交通安全啓発の統一行動の実施が春の1回(秋は雨天中止)となっていたが、積極的な広報啓発を行い、町民の交通安全意識の高揚を図った。また、交通安全教室で、交通事故防止に努めた結果、交通事故発生状況は、低い水準を保っている。</p> <p>今年度はコロナ禍により、交通安全教室の回数が減少した。</p>	特になし	<p>交通事故発生状況は、低い水準を保っているが、事故件数0達成は困難である。</p>	このまま継続	<p>交通安全運動時の統一行動日や交通安全教室を中心に啓発活動を実施していく。</p>	<p>交通安全意識の向上は、長期的・持続的な活動が必要であることから継続的に実施していく。</p>
12	防犯活動事業【新未来】	総務課	<p>町が自治会からの要望により、防犯灯の設置工事を行う。その後の管理については自治会が行う。</p>	<p>防犯灯を設置することにより、安全に通行できる環境を整える。</p>	目標程度	<p>要望があった個所についてすべて設置できた。</p>	<p>犯罪等を抑止するために防犯灯を設置していくことは、住民の安全安心のために必要である。</p>	<p>通学路等への設置個所について、学校と連携を深める必要がある。</p>	このまま継続	<p>必要箇所について、各自治会、学校、警察等と相談しながら決定していく。</p> <p>省電力のために防犯灯のLED化を進める。</p>	<p>LED化を進めながら、防犯灯の設置を継続して実施していく。</p>
13	土地利用関連事業	企画課	<p>土地利用対策委員会、幹事会を事務局として執り行い、会を開催し協議者に土地利用についての回答を行う。また、国土法に基づく土地利用の調査事務を行う。</p>	<p>協議者から申請された土地の適正利用を検討し、個別法令への手続きを円滑に行う。</p>	目標以上	<p>土地利用事前協議は、前年度に比し協議件数は減少した。平成30年度と比して増加したが、宅地分譲が2件のみと低調となっている。</p>	<p>28、29年度に事前協議を行った案件に関して、情報公開請求が各2件あったが、令和2年度は0件。</p>	<p>建設残土を利用した土砂搬入埋立をする案件は、県環境部門から指導が必要となり、調整のためすぐに事業開始が出来ない場合がある。</p>	このまま継続	<p>現状どおり適切な指導を行っていくとともに、現地確認の際に改めて法律・制度の周知徹底を行っていく。</p> <p>太陽光発電施設においては買取価格の低下から、今後は減少すると見られていたが、小規模の申請はまだ続いている状況である。大規模、小規模問わず形質変更が大きい場合は周辺への影響も大きいと予測されるため、関係機関と調整し、新設された益子町の里山風景と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例からの指導を仰ぐ。</p>	<p>形質変更の大きい案件には、より細やかな対応に努める。</p>
14	情報管理事業	企画課	<p>情報収集、管理及び総合行政ネットワーク(LGWAN)の業者委託、設置管理を行う。</p>	<p>情報化を推進することにより、役場内部の情報伝達の迅速かつ安定運営を図る。</p>	目標程度	<p>セキュリティ強化後の、各職員への運用の徹底を指導すると共に、職員の事務的負担を軽減するシステムの構築について、打合せ・設計を行った。</p> <p>また、コロナウイルスの影響によりweb会議をできる環境を整えた。</p>	特になし	<p>平成29年6月からのセキュリティ強化に伴い、職員の業務に不便を強いているため、それを今後の運用でいかに解消するかが問題となっている。</p> <p>また、コロナウイルスの影響により、web会議をできる会議室が限られているため、予約がぶつかった場合にはその確保が課題となってくる。</p>	改善して継続	<p>セキュリティ強化後、職員の事務的負担が増加していることを踏まえ、運用支援等を効率的に活用しながら、少しでも職員の負担軽減ができるよう協議していく必要がある。</p> <p>また、コロナウイルスの影響により、web会議をできる環境の確保について検討していく必要がある。</p>	<p>新しいサーバー機器の入替の時期を迎えるため、経費は増加に転じると考える。</p>

15	行政評価事務事業	企画課	新ましこ未来計画(以下「新未来計画」)実施計画計上の事業及びその他の事業等について事務事業評価によるPDCAサイクルを実施し、計画の効果的な進捗を図る。	町民への説明責任及び行政事務の効率化を図り、住民サービスの向上を図る	目標程度	各事業における労働力の把握、重点事業の評価会の実施。 行政評価システムについては、新ましこ未来計画(以下「新未来計画」)のPDCAサイクルの実施に伴い、実施計画の作成>当初予算の入力>評価まで行い、行政評価の効率化とともに職員負担軽減を図ることを目的としている。	議会から、8月中旬にホームページへの結果公表掲載要望有り。	新未来計画の実行及び行政評価との連携と、既存の事務事業の見直しが必要。また入力作業による、職員の労力の負担がある。	改善して継続	事業チェックにより、事業の適切な進捗を図る。 新未来計画事業と既存事務事業の整理を行う。 3~5月:内部評価、11月:次年度実施計画、12月:当初予算入力	30年度のスケジュール・実施内容を基本とし、問題あれば改善を図っていく。新未来計画のPDCA等の検証もあるため、そちらへの移行が可能か検討したい。
16	統計調査事業	企画課	各種統計調査実施に係る事前準備、調査員の推薦、調査員への説明・指導等を行う。	町政運営や民間企業など、幅広い国民生活の基礎資料となる各種統計データを収集・整理し、実態を明らかにする。	目標程度	調査実施にあたり「調査の重要性、調査協力へのお願い」を広報、防災無線等で周知し、調査対象者(事業所)への理解を得られるよう努めた。	統計調査結果を町のホームページに掲載しており、町内外からの問い合わせがあり利用されている。 職員の施策研究資料としても活用されている。	調査員の確保が困難な状態。新たな調査員の確保も必要だが、職員の協力も不可欠。	このまま継続	オンライン調査が主流になり、市町や調査員の事務軽減につながることから、回答率の向上に努める。 統計調査が確実に実施できるように継続して新規の登録調査員を確保できるように、引き続きHP等で募集を行う。 事務効率化が図れるので職員の協力を呼びかける。また、町内の実情や地理を把握するきっかけとして、若手職員の積極的な参加を依頼する。	継続して調査員の確保に努め、適正に実施する
17	地域公共交通事業	企画課	地域公共交通会議の運営、デマンドタクシーの運行、県央地域公共交通利活用促進協議会への参加等	公共交通空白地域及び交通弱者の移動手段を確保する	目標未達成	利用登録者数は目標達成。利用者数についてはコロナ禍によるため昨年度よりダウンした。コロナ禍が収まるまでは前年度並みの利用者には戻らないと予測している。	利用者から車内の消毒、マスク着用の徹底や乗客同士のおしゃべりの禁止要望。 町民から新日赤への乗り入れ、及び12時便の増発の意見があった。	令和2年度は右肩がりの利用者増加がストップした年度であった。次年度もコロナにより利用者の増加は難しいと考えている。また、デマンドタクシーの芳賀日赤の乗り入れ乗継ぎについては、相手自治体、タクシー団体および既存の真岡鐵道との関係や、利用者負担・事業所運営体制・関係団体の了承が課題となってくる。利用者の9割以上が60歳以上で占められているため高齢者用の輸送機関の色合いが強くなっている。	改善して継続	車内の換気、消毒の徹底、乗車中のおしゃべりの禁止などコロナ対策の徹底。 既存の公共交通機関やまちづくりとの連携強化。 高齢人口増加に伴う、デマンドタクシーへの誘導に努める(免許返納者への優待チケット配布)。	対コロナ対策の徹底。デマンド交通の町外乗り入れや12時便の検討または、これに代わる輸送方法の検討。
18	真岡鐵道運営支援事業	企画課	真岡鐵道に負担金や補助金を支出する。株主総会等・各種会合への出席により運営支援を行う。	真岡鐵道株式会社が地域の公共交通機関として、安定して経営できるように財政支援することにより住民・観光客等が利用出来るようにする。	目標程度	2年度の鐵道関係会議出席数は、コロナのため会議自体の中止が多く出席数減となっている。また、コロナによる休校による高校生を中心とした利用者減に伴う減収のため、第三セクター鐵道支援事業費補助金を関係自治体で臨時に拠出し鐵道の維持に努めた。	特になし	少子化や車社会の発展により、鐵道利用者が減少する中、鐵道に対する補助金・負担金は今後増加する傾向にある。長期的には代替交通輸送も視野に入れた広域市町との議論が必要と考える。	このまま継続	少子化や車社会の発展により、鐵道利用者が減少する中、鐵道に対する補助金・負担金は増加傾向にある。これに加え2年度はコロナ禍による利用者減少に拍車がかかり、臨時の補助支援に至った。今後もコロナによる影響が続くと予想されるため、真岡鐵道と関係自治体とともに鐵道維持について連携し検討していく。	鐵道利用者が減少する中、鐵道に対する増加する補助金・負担金に対応していく。コロナ禍においての鐵道輸送は、ソーシャルディスタンスを考えると他の輸送手段と比べ輸送容量が大きいという一定のメリットがあると考えられる。
19	財政事務事業	企画課	財政計画の策定、予算書、決算書等の作成。財政指標の分析や適切な予算執行のチェック。地方交付税に関する庁内の調整。ふるさと納税の推進。	新たな財源の確保や町の財政状況の把握、将来見通しを立てることにより、安定した財政運営を行い、町民サービスの向上を図る。	目標未達成	令和2年度の財政運営については、コロナ対策事業は国の支援のもと執行することができた。また、コロナ禍における事業縮小もあり、財政調整基金からの繰入を行わずに予算を調整することができた。 ふるさと納税については、返礼品目は増えているものの4,050万円の寄附となっている。	議会からふるさと納税について質問があった。	健全な財政運営のため新たな財源の確保が必要となっている。新たな自主財源のひとつとして、ふるさと納税推進事業を推進している。しかし、制度自体全国的な広がりを見せ寄付者の選択肢が増えているため、寄付を増やすためには他にない魅力ある返礼品の充実、欲しくなる返礼品の開発が求められている。	改善して継続	財政計画(計画期間:平成28年度から令和7年度)の見直しを行い、令和7年度までの事業計画や起債計画、資金計画について目途を付けることができた。今後は本計画の検証を毎年度当初予算要求前に行い、予算編成方針等に反映をさせ、健全な財政運営を行っていく。 ふるさと納税推進事業における返礼品目の追加。(地元事業者の新規返礼品の開拓や、道の駅での新商品開発)	財政計画の検証を行い、必要に応じて財政計画の見直しを行う。財政運営の基本方針に基づいた財政運営を行い、新たな財源の確保を図っていく。
20	起債事務事業	企画課	地方債の借入や既発行債の元利金償還を行う。	各年度における建設事業等の財源を確保することにより、町民サービス経費の確保を図る。	目標未達成	令和2年度の町債については、起債借入額はコロナ禍における地方消費税交付金等の減収補てん債(62,877千円)を臨時的に発行したことにより、計画額を上回ることとなった。起債残高についても同様に、計画にない起債を行ったことにより増加した。	特になし	毎年度予算編成において、臨時財政対策債の借入に頼らざるを得ないのが現状である。	このまま継続	財政計画(計画期間:平成28年度から令和7年度)の見直しを行い、令和7年度までの事業計画や起債計画、資金計画について目途を付けることができた。今後は本計画の検証を毎年度当初予算要求前に行い、予算編成方針等に反映をさせ、健全な財政運営を行っていく。	後年度負担を常に意識した借入期間、据置期間、償還方法により適正な起債管理を進める。
21	公有財産の取得、管理、処分に関する事業	企画課	公有地の取得に至るまでの用地交渉・登記事務を行う。公有地として利用している民地の土地所有者に対し賃借料を支払う。公有財産の管理業務(一部シルバー人材センター等に委託)を行う。法定外公共物、遊休町有地の売却及び貸付を行う。	公有財産の有効活用を図る。また、町民との協働により、公有財産を管理する。	目標程度	町有地(宅地等)の売却が5件があった。	特になし	公共施設等管理計画を策定後、各施設毎に長寿命化を図っていくため、より具体的な方針を定め適正に公共施設のマネジメントを実施する必要がある。	このまま継続	各施設所管課ごとに中長期的な修繕計画を立て、全体的な公共施設の削減に向けた取組を行っていく。公共施設の管理について、全庁的に進めるための組織づくりを進める。 町有地の売却を引き続き行う。	財政負担の軽減に向けて、町有地の有効活用や公共施設の適正な管理を引き続き検討していく。
22	公有財産の登記及び確認、台帳整備に関する事業	企画課	公有地として取得した財産の登記を行う。必要に応じて隣接地と境界を確認し、公有財産の適正な把握を行う。財産台帳の記録整備を行う。	公有財産を正確に把握し、登記し、安全に保管するため	目標程度	財産台帳の加除訂正については、登記簿謄本・公図との照合や現地調査を行い適正に行っている。 公会計と連動する固定資産台帳システムを利用し、取得価格・耐用年数・減価償却費等を網羅したデータの管理を適正に行った	特になし	固定資産台帳システムが稼働しているが、支払いの際担当課から資産情報の登録の仕方に関する問い合わせがあり円滑に事務が行われるよう指導が必要となる。また資産の登録から始まり、決算を経て作成される財務諸表を理解することにより財政コストに対する意識を高めることが今後の課題である。	このまま継続	現在固定資産台帳システムが稼働しており統一した基準の財務書類の作成をしているが、検証を確実に高い効率な財政運営に役立てるよう分析を適正に行う。	固定資産台帳のシステムを適正に管理するとともに、データを有効活用し今後の公共施設のマネジメントを強化し財政の効率化を図る。

23	町有物件及び公の施設の災害共済に関する事業	企画課	町有物件・公の施設について、新規加入・解約・変更の手続きなどを行うほか、事故や災害が起きたときに早急に対応し共済金の請求事務を行う。	町有物件・公の施設について、加入・解約の手続きを適正に行い、事故や災害があったとき町が適正に補償を受けられるよう事務を行う。	目標程度	建物共済では強風により破損した田野小学校屋上防水シート他5件について請求した。自動車共済では、車両9件を請求した。	特になし	特になし	このまま継続	事故や災害が起きたときは、速やかに事務処理を行う。	継続して実施する。
24	入札、契約及び資格審査に関する事務事業	企画課	入札参加資格申請の登録から選考委員会の開催・公告・入札通知の発送等、入札に至るまでの事務と落札後の契約事務	適正・公平な入札を行い、効果的な契約がスムーズに締結できるようにする	目標程度	関係課と連絡を密にとり、事務を適切に行う。工事・業務については県と共同で入札参加資格審査を行ったことにより審査事務の効率化につながった。	特になし	特になし	改善して継続	公共工事の円滑な施工確保のため、国や県の対策を参考に実情に合った範囲で規則を改正していく。また、県と共同で入札参加資格審査受付を行うことにより、審査事務の効率化を図る。	近隣市町と連絡を密にとり、入札契約事務の効率化を図る。
25	新未来計画推進事業	企画課	新ましろ未来計画進行管理及び外部検証委員会の開催	新未来計画の進行管理を適切に行い、総合的、計画的な行政運営を進め、成果指標・重要業績評価指標(KPI)の達成により、まちの将来像である「幸せな共同体・ましろ」の実現を図る。	目標程度	担当課による毎月の進捗管理、議会への報告も含めた四半期ごとの内部検証及び外部検証委員会(5分野、各2回(上下半期))による検証を実施した。なお、計画最終年度のため、KPI等計画の改定は行わなかった。 また、次期計画策定のため、職員及び町民等有志によるワーキングチームによる原案の作成を進めたほか、関係団体の代表者などによる検討委員会を設置し、原案の検討を行った。	新未来計画の進捗状況に関する町民アンケートや、次期総合計画の策定に向け実施した町民や議員へのアンケート調査において、計画の最上位の目標である「幸せな共同体・ましろ」や町民ニーズに対して、個別の施策の方向性や目標設定の見直しが必要なものがあるとの意見や、進捗状況がよくない施策があるとの指摘があったため、引き続き定期的な内部検証や外部検証において見直しを行っていく必要があると共に、次期計画の策定においてニーズを的確に計画内容に反映する必要がある。	次年度は新計画の初年度となることから、新未来計画の検証を行いつつ、新計画の推進体制や検証・改善の体制づくりを進めていく必要がある。	改善して継続	4～6月に成果指標・KPIを捕捉するための町民アンケート、前年度事業に対する担当課の内部評価及び外部評価を行う。なお、改善すべき点については、次期計画への反映の必要性について検討する。また、10～11月に当年度の上半期事業の内部評価及び外部評価を行う。 なお、計画の策定に係る経費がなくなるため、事業費および労働量としては大きく減少となる。	R3年度に同じだが、より効果的かつ合理的な検証のあり方について検討していく。
26	移住定住推進事業	企画課	移住・定住の推進に向け、住まいづくり奨励金の交付、情報発信、体験ツアー、空き家の活用等を行う。	本町での暮らしを望む方の移住・定住の希望を叶え、人口の社会動態を±0とする。	目標未達成	議事課と連携し、今年度も固定資産税納税通知書に空き家バンクのチラシを全件封入し、制度の周知を図った。 「関係人口創出ツアー」については、昨年度行った内容の継続版と、農業をテーマにした内容の2本立てで開催した。新型コロナウイルスの影響もあり、人数制限を設けるなど対策を行ったが、どちらも定員を満した。ツアー終了後に地域住民と参加者によるSNSのグループの設立やその活用による情報交換等も行われたり、ツアー参加者から来年度移住することが決定した方もいたり、関係人口の創出に一定の成果があった。	議会から、定住希望者向けの家賃補助制度の創設について要望が寄せられた。 移住相談者から空き家バンク登録物件の充実について多くの要望が寄せられている半面、要望に沿った物件が揃わないのが現状。空き家になっていても将来的な利用の見通しや様々な事情からバンクの登録ができない事例も多くみられた。 新たな手段としてオンラインで相談できる体制が整ったため、今後も移住検討者のニーズに合わせて対応していく。	空き家バンクの登録物件の充実が課題である。 今年度は新型コロナウイルスの影響で、移住フェアやセミナーの開催が中止となり、相談件数が伸び悩んだ。また、他県から足を運んでもらうことに厳しい状況が続いたことは、移住者を受け入れる側としても難しいところであった。	改善して継続	これまでの移住に関する取組のほか、空き家バンクについては登録物件の拡大に向けた調査等も行っている。 住宅費補助制度により、若者・子育て世帯への経済的負担の軽減を図り、益子への移住者増加につなげる。 「お試し住宅」について引き続き継続し、新たな物件の確保に努める。	人口減少問題は引き続き本町における重要な課題であることから、ソフト面・ハード面の両面でより効果的な施策について検討していく。
27	地域おこし協力隊事業	企画課	担当課及び隊員との相談・打ち合わせ、隊員の定住・定着に関するサポート、起業支援を実施する。	地域おこし協力隊員相互の融和、地域との協働等により、隊員活動の活性化と分担事務の達成を図り、本町での起業等を含めた定住・定着につなげる。	目標未達成	当該年度に着任した地域おこし協力隊員は、4月が1名、5月が1名、8月が1名、10月が3名であった。連絡会については新型コロナウイルスの影響があり、上半期に担当者紹介及び隊員同士顔合わせも兼ねて、1回の開催に留まった。連絡会以外に、着任後個人面談により要綱の説明や意見交換等を行った。起業支援補助金制度については、対象となる1名の現職隊員に活用の意向調査を行ったが、申請には至らなかった。	益子西小学校より、小学4年生と5年生の総合的な学習の時間の一環で、地域おこし協力隊の活動内容を通して、子どもたちが益子の良いところを知る機会を設けたいとの依頼があり、それぞれ講演を行った。	今年度は新型コロナウイルスの影響もあり、隊員同士の交流を深める機会を設けることが難しかった。移住者でもある隊員は生活面での不安も多いため、定住・定着を図るためには隊員一人ひとりに合った支援の継続が必要である。担当課によっても支援内容に差が生じやすいことから、隊員に対するサポート等について共通理解を図る必要がある。	改善して継続	地域おこし協力隊の定住・定着の支援に向けた個別相談等を今後も一人ひとりの活動内容や経験年数、起業の希望等の状況に合わせて実施していく。新規採用がある場合は、生活面の支援も実施できるよう担当課と連携を図る。	採用や起業する隊員の有無等、状況に合わせて支援で隊員の定住・定着の支援を継続する。
28	個人町民税賦課事業	税務課	2月中旬から3月中旬にかけて申告相談等を行い、個人町民税を決定したうえで賦課する。また、減免や納期限の延長をしたり、国・県等から調査依頼されたものについて回答する。	納税義務者に対して適正課税をすること。	目標程度	11月から12月にかけて、納税係と共同で未申告者宅に電話・訪問等をした。その結果、未申告者の人数は年々減少してきている。新型コロナウイルス感染症による収入減少に係る町民税減免の広報、手続きを行った。e-Taxを推進のため、チラシ回覧等を行った。	特になし	特になし	このまま継続	税制改正に関する事項を周知していく。未申告者に対して申告のメリット・未申告のデメリット等伝えながら申告を推進していく。 個人番号制度により、引き続き個人情報保護に注意を払う必要がある。	住民に対して、分かりやすい税の説明と周知をしていく。
29	法人町民税賦課事業	税務課	町民税を申告納付する義務のある法人の申告に基づき税を賦課する。法人町民税確定申告は、事業年度の日(決算期日)から2か月以内に行う。予定・中間申告は、事業年度開始6か月を経過した日から2か月以内に行う。	納税義務者に対して、適正な申告指導をする。提出させた申告書を的確に処理し、適正に法人町民税を課税する。	目標未達成	新型コロナウイルス感染症に係る申告期限の延長制度など周知を行った。未申告法人に対しては、コロナ禍で十分な現地調査が行えなかった。	特になし	変更届、廃止届の提出がないため、事業の実態が不明な法人がある。各種届出を速やかに提出させ、適切に処理していく必要がある。	改善して継続	未申告法人に対し、現地調査を行い申告納付する。	未申告法人をなくすことで、法人町民税を公平に賦課する。
30	軽自動車税賦課事業	税務課	関東運輸局、栃木県軽自動車協会等で受付したデータをシステムに再入力する。また、窓口で受付したものを入力し、軽自動車税を賦課する。また、減免、課税保留の処理、報告等を行う。	納税義務者に対して、軽自動車税を適正に課税する。	目標程度	転出、死亡届出時に軽自動車に関する異動手続きの方法についてのリーフレットの配布、当初納税通知書への同封を実施した。来年度の賦課にあたって、課税保留の車両について、現地調査を行った。	特になし	特になし	このまま継続	町で標識を交付する場合は、住所変更や譲渡する場合の注意事項を説明し、課税取消、課税保留を減少させる。また、県外者への名義変更者からの「軽自動車異動申告書」の未提出による誤賦課があるので、引き続き対象者向けのリーフレットを配布する。	今後も、課税取消、課税保留を減少させていくために、引続きリーフレットを配布し周知、徹底を図っていく。

31	国民健康保険税賦課事業	税務課	加入世帯の構成員や収入、資産等を的確に把握し、国民健康保険税の賦課、減免及び更正を随時行う。	納税義務者に対して国民健康保険税を適正課税する。	目標程度	通常業務の他、新型コロナウイルス感染症による収入減少に係る減免の広報、手続きなどを行った。	特になし	国税税の概要について、ホームページやパンフレットなどで周知はしているが、理解されていないことが多い。	改善して継続	未申告者に対して訪問や電話などで連絡をとり、未申告者を減らし適正課税を図る。	訪問や電話で未申告者を減らし適正課税を図る。
32	固定資産税賦課事業	税務課	土地・家屋を適正に評価し、申告による償却資産を含め価格等を決定し賦課する。減免処理、諸報告等を行う。また、3年毎の評価替に合わせて、地目や家屋の現況調査や償却資産の実地調査を計画的に実施することで、課税客体の把握に努める。	土地・家屋・償却資産に係る固定資産税を適正に課税する	目標程度	事務の効率化と民間委託の活用により、コストを抑制しながら課税すべき家屋と、現況地目及び償却資産を把握し適正な課税に努めた。また、令和3年度の評価替に向け他市町や関係機関との協議も行った。納税通知書の発送枚数も昨年と同程度であり、町の誤りによる誤賦課件数も無く目標を達成した。	法令等により町に実施が義務付けられている。	賦課のさらなる適正化のためには、評価替毎に家屋配置データなどの資料を更新したいが、財政的な負担が大きく、資料更新の間隔が長くなりがちである。	このまま継続	固定資産評価審査委員会で審議する案件が生じないよう、引き続き現況地目の認定や適正な家屋評価、償却資産については申告対象物件の把握に努める。また、未評価の家屋については不公平とならないよう確認と課税を進める。	令和元年度と同様とする
33	収納管理事業	税務課	各窓口や口座振替などで納付された税金の収納消込の処理をし、その結果に基づいて過誤納された税金等は還付、充当の処理を行い、また口座振替不能者や税金の未納者に対しては振替不能通知や督促状送付、催告等の処理を行う。	課税決定された税金を適切かつ確実に収納する。	目標程度	自動振替制度の導入により納付確認が早期に出来るようになった。	特になし	納税者の納付の行違いや更生により還付・充当処理が発生しているため、その部分を減らす必要がある。	改善して継続	期限内納付、口座振替の推進	特になし
34	滞納整理事業	税務課	滞納者に対して、文書、電話、訪問などによる催告をし自主納付を促進する。また、納税誠意がない滞納者に対しては、法に基づき財産状況を調査し、財産の差押え等を実施し、税に充当する。	滞納者の的確な実態把握に基づいての納付指導、滞納者への催告及び滞納処分により、滞納町税を完納してもらった。	目標程度	預金や給与等債権差押の調査・差押を実施した。なお、本年は、昨年度の財産調査の実績を基に照会先の焦点を絞って金融機関や生命保険会社への調査に取り組んだ。また、新型コロナウイルス感染症対策として対面での納税相談などがしにくくなったため、自ら納付してもらう意識付けのため、催告書の一斉送付時期に合わせて「広報ましこ」上で3回、滞納処分について啓発を行った。	特になし	高額滞納者対策や塩漬け案件に対する差押え見直しが必要。捜索が実施できなかった。今後積極的に実施していくため、捜索に関する基準を作成する必要がある。今後相続人不存在案件の増加が見込まれるので、適切な処理が必要。	改善して継続	幅広く調査を行い、換価手続の複雑なものも積極的に処分する。また、調査を通して案件ごとの実態を見極め、法律に基づき適正に処理する。	複数年度にまたがる滞納案件について、法律に基づいた適正な処理を行い、現年度滞納への着手を早期に行えるようにする。
35	窓口受付事業	税務課	請求者の必要とする証明書を正確かつ迅速に交付する。	町民の生活上必要な税務証明書類の交付や事務手続きの速やかな運用を図る。	目標程度	一部の税務証明書については、総合窓口関係事務事業として住民課において交付事務を実施。また、平成24年度から土曜開庁を実施し、金曜日の窓口延長と合わせて利便性向上に努めている。（新型コロナ感染症対策としての休止期間を除く。）	特になし	請求者が必要な証明書を把握できず、事後になって差し替えを求められることがあった。	改善して継続	過去、差し替えになった例を参考に、必要に応じ請求者が必要とする証明書の内容の確認を十分に行う。	特になし
36	戸籍事務事業	住民課	届出書の審査・受理後、システム入力により、戸籍記載・移記等を行う。これら一連の事務処理を行いながら、住民の身分事項を管理することにより、戸籍交付請求に応じて、戸籍謄本・抄本等の証明書発行を行う。	住民の身分事項を適正に管理することにより、住民が必要に応じて（戸籍届、相続手続き、パスポート取得等）、自分の戸籍に係る情報公開請求をすることができる	目標程度	出生届等報告的届出以外のものについては、事前説明を十分に行い実際に窓口で受理する際の審査時間の短縮に努めた。また、研修会や参考文献等により知識の習得に努めた。	特になし	職員同士情報の共有をすることにより、正確な事務処理ができるようになる。	このまま継続	通達や指示等を把握し、特徴的な届出（涉外関係）及び不正届出（虚偽の養子縁組届出）に即対応できるようにする。円滑な窓口対応のため、係り内での情報共有に努める。	事務の共通理解が図られるよう研修会等に参加し、職員の資質向上を図る。
37	住民基本台帳事務事業	住民課	申請（窓口・郵送）を受け、住基システムにより住所等の異動を行い、これらにより管理しているデータに基づき、証明書の発行を行う。	住民記録の異動処理を正確に行い、データ管理を適切に行う。これより住民は諸手続きに必要な証明書の交付を受けることができる。	目標程度	事務処理は正確に短時間でを行い、住民の待ち時間の短縮に努めた。	特になし	事務効率向上のため職員の意見交換及び情報交換を行える体制を整える。	このまま継続	事務処理は正確かつ迅速に行い、窓口での対応は親切・丁寧に行う。	法体系を理解し、法改正等に伴う専門知識の習得に努め、正確な事務処理を行う。
38	印鑑登録事務事業	住民課	本人の申請に従い、印鑑登録・廃止、及び証明書の交付を行う。	住民の実印を登録、管理をすることにより、住民が必要に応じ、財産管理等の手続き等に使用するため、印鑑証明書を交付請求できる。	目標程度	事務の効率化に向け、登録及び交付に対する正確性を高めながら、時間短縮に努めた。	特になし	住民の財産に関わる部分もあるため、登録や発行には本人確認を含め正確な事務処理に努める必要がある。	このまま継続	免許証等での本人確認ができない場合や、本人が来庁できない場合等の対応を正確、迅速に行うことにより、窓口対応をスムーズにする。	事務の効率化を心がけ、常に処理の正確かつ迅速化を目指す。
39	住基ネット関連事務事業	住民課	住民基本台帳を専用の通信回線でネットワーク化し、市区町村間の住民基本に関する共通の事務を行う。	住民基本台帳をネットワーク化することで、市町村間共通の住民基本台帳に関する事務ができる。また、住民は全国どこからでも住民票の取得ができる。	目標程度	個人番号カード交付策定計画に基づき、タブレット端末を用いて、カード申請のサポートを行い、個人番号カードの普及啓発に努めた。また、12月からQRコード付き申請書が75歳未満の方に送付になったため、急激に申請・交付の枚数が増加した。	特になし	個人番号カードの交付について、係員がすべて対応できるように、内部研修と実践を重ねていく。カードの交付にあたっての、前処置作業や交付事務等に当たる人員不足である。	このまま継続	個人番号カードに多くの機能が付帯されるので、カードのさらなる取得促進に努める。また、証明書のコンビニ交付についても、他市町の状況を踏まえ具体的な取り組みができるよう努める。	個人番号カードの普及促進のため広報誌等を利用してPRに努める。また、令和3年度の調査研究を踏まえ具体的な取り組みができるよう努める。
40	犯歴、身上調査、後見、準禁治産者関係事務事業	住民課	裁判所、検察庁の通知により、見出帳、名簿の調製、選挙管理委員会への通知をする。検察庁へ犯歴者の戸籍異動を通知する。	当町が該当者の犯歴等を管理することにより、警察、県が許可業務の際、当町にて照会をかけ資格調査をすることができる。また、検察庁は犯歴者の戸籍異動を把握できる。	目標程度	手引き書に基づき知識の習得に努めた。また、疑問点が生じた場合にはコールセンターに確認し正確かつ迅速に入力した。	特になし	情報の保護、秘密漏洩のないように徹底する。	このまま継続	官公署からの照会に迅速に回答する。また、住所地選管への公選通知、新本籍地へ本籍転属通知、検察庁への刑の消滅照会を正確に行う。	データ入力を迅速、的確に行いその後の犯歴事務の流れに遺漏がないようにする。
41	総合窓口関係事務事業	住民課	住民票、戸籍等に係る各種問い合わせや相談の他に、税務課の諸証明を住民課窓口で行い、ワンストップサービスの構築を推進する。	町民にとって利用しやすい行政窓口とする。	目標程度	情報の共有に努め接客対応がスムーズにできるようにした。	特になし	幅広い知識習得のため、他課との情報共有に努める	このまま継続	待ち時間の短縮を更に図り、また税関係の内容の理解に努め正確な対応ができるようにする。	他課との情報共有に努める。
42	旅券事務	住民課	窓口で旅券の申請を受け、審査後、旅券センターへ申請書を送付。センターから旅券が届いたら、申請者への交付を行う。	住民が、戸籍謄・抄本の取得と併せて町窓口で旅券申請や、受け取りができる。	目標未達成	新型コロナウイルス感染拡大のため、海外への渡航ができず旅券の申請・交付が大幅に減った。しましながら申請受付の際は、写真の規格、へボン式表記の確認、二重発行のチェックに重点をおいた。	特になし	申請者への適切な案内に努め、申請受付から旅券交付までスムーズに申請受付をする。	このまま継続	旅券申請者の本人確認における厳格な審査により、国からの通知内容を踏まえ不正取得防止に努める。	県旅券センターとの連携等で、申請書の審査や旅券の交付を正確かつ迅速に行う。



43	国民健康保険の資格管理事業	住民課	国保から社保または、社保から国保などの資格の異動を適切に処理する。	資格の取得漏れなどにより医療機関で10割負担とならないように、また社会保険等との二重登録がないようにする。	目標程度	年金事務所への照会・確認により、退職被保険者該当者に対して職権による切り替えを実施したことにより、被保険者が来庁して届出する手を省いた。年金事務所からの資格異動者リストを活用し、社会保険加入者へ国保喪失手続き及び社会保険喪失者へ国保加入手続きの勧奨通知を送付223件。	特になし	保険税を納付しにくいという理由で、加入手続きを拒否する方への対応。社会保険に切り替わったことの手続き漏れによる二重保険加入者への対応。	改善して継続	保険切り替えの手続き方法の広報は従来の広報紙を活用するほか、フェイスブックによる周知を実施し、若い世代へも働きかける。20歳の国民年金加入届け時を活用し、就職・退職した場合に必ず届け出が必要であることを周知する。また、医療機関との連携も進め対応していく。	税・社会保障番号制度により手続き等の制度改正についての確に把握し、対応する。また、国保制度改正に伴い、県や他市町と情報交換を密にし、制度への理解を深める。
44	国保給付事業(療養諸費)	住民課	医療機関でかかった医療費について医療機関からの保険請求に基づき審査を行い、国保連合会を通して保険者負担分の支払いを行う。	適正に医療費の保険者負担分を支払うことで、被保険者が医療を受ける機会を確保する。	目標程度	レセプトの二次点検の実施(465件、医療費減額146万円) 社会保険加入にもかかわらず、国民健康保険で医療の給付を受けた不当利得者に対し、医療費返還請求(72件) 頻回受診者調査(4件)、お薬手帳利用促進チラシ作成	医療費の上昇を抑える。	被保険者の資格の適正化とレセプトの点検による過払いの抑制	改善して継続	第三者行為・不当利得・あはき等の医療費について、保険請求に基づき審査し適正に実施していく。ジェネリック医薬品の利用率を上げ、医療費の上昇を抑える。柔整師の受診についての広報を実施し、保険適用と適用外について周知する。24時間電話健康相談事業の周知を図り、夜間、休日診療についての適正受診を図る。	庁内関係部課はもちろん、県や国保連その他関係機関と連携をとりながら、第三者行為・不当利得・あはき等の保険請求に対し、適正な給付を実施していく。
45	国保補助金等交付申請事業	住民課	負担金や補助金等の算出根拠となる資料を作成し、国や県などに対し申請及び受領を行う。また、国民健康保険に関する事業報告書を作成し県に報告する。	国や県などの負担金・補助金の適切な算定及び受領を行い、国保事業会計の安定化を図る。	目標未達成	廃止された事業を含めた目標値が設定されており、成果未達成となっているが、その他報告は適切にされている。	特になし	補助金制度の正確な知識の習得	改善して継続	交付申請時には複数職員による点検を実施する。	研修会・説明会への参加や、県や他市町と情報交換を密にし、制度への理解を深める。
46	国保運営協議会	住民課	公益代表4人、被保険者代表4人、医師・薬剤師4人で構成され、国保事業運営に関する重要事項を審議する。	制度改正や国保税率改正、予算や決算など重要案件を諮問し、意見を基に国保事業を円滑に進める。	目標程度	予算・決算、データヘルス計画中間見直し、条例改正、保健事業などの取り組みについて審議した。	特になし	国保運営について、健全な運営ができるよう審議していく。	このまま継続	県の国保運営方針も踏まえ、町国保の健全な運営を審議するため協議会を開催する。	県の国保運営方針も踏まえた協議会の運営により、国保事業運営及び財源の健全化を図っていく。
47	国保保健事業	住民課	健康教室の開催、24時間健康相談事業の実施、特定健診の実施、人間ドックの助成及びジェネリック医薬品普及事業等を行う。	国民健康保険被保険者の健康維持・増進を図り、医療費削減を図る。	目標未達成	●人間ドック・特定健診案内を自治会加入全世帯に回覧、国保被保険者証の切替発送時に配布。中央公民館など町の拠点施設5か所に設置。また、昨年度の受診者には受診予定日をハガキでお知らせ。受診予定日に受診できなかった方に対しては当日中に電話で再度受診日の調整。連絡がつかなかった方には、月末に勧奨通知を発送。●24時間電話健康相談の案内を広報誌や各種通知へ記載、窓口で案内を配付・説明。●ジェネリック医薬品希望カードを被保険者全員へ配布及びジェネリック医薬品差額通知発送(年3回)●県のプログラムに準じて糖尿病重症化予防事業を益子町医師会と調整しながら実施。●広報に力を入れ、KDBシステムを用いて健診データの分析を行い、町の疾病の傾向などを広報で周知した。●新型コロナウイルス感染症対策をしながら健診を実施。健診・人間ドックともに実施方法等の変更が多かったため、周知や対応を行った。	受診率の向上、医療費の適正化	・医療機関受診中等の理由で受診を拒む方・消極的な方への受診勧奨の工夫 ・勤務先で健診実施者への対応方法 ・24時間電話健康相談の周知方法	改善して継続	保健センターと連携し、健診の広報の強化。被保険者の検診結果や疾病などを把握し、効率的な保健指導・予防教室の実施。糖尿病予備群の者を抽出し、医療機関と連携し適切な保健指導・予防教室を実施することで、糖尿病性腎症重症化を予防し、人工透析患者の増加を抑える。24時間健康相談については、携帯電話からも利用できることを広報紙や案内カードの配付により周知する。ジェネリック医薬品差額通知を年3回発送。医療費適正に向けたレセプト点検の強化。特定健診受診率向上に向けて勧奨資材の工夫。人間ドックの委託先を11医療機関で実施。	高度な医療を要する疾病や高額な治療薬の増加により、医療費は年々増大している。特定健診の受診率を上げ、疾病の予防と早期発見を促し、また特定保健指導の実施率を上げ生活習慣病等の予備群を減少させ、ジェネリック医薬品の広報をさらに継続することにより利用率を上げる。また、レセプト点検を強化することで医療費の上昇を抑える。
48	国民年金資格管理事業	住民課	国民年金への加入、脱退の手続き年金関係書類の受理進達、国民年金制度の広報、国からの交付金について申請等を行う。	町民が適切な国民年金を受給できるようにする。	目標程度	加入脱退、関係書類の受理進達、制度の広報、事務委託金交付申請書等の提出、追納制度の周知等を行った。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響でいくつかの制度変更があったため、広報で周知を行い、これに伴う窓口来庁者が増加した。年金生活者支援給付金については、昨年度に引き続き年金機構へ所得の情報提供などを行った。また、昨年度に引き続き広報に力を入れ、広報への掲載の他に、窓口の広報スペースを増やし、外国語のパンフレット、ねんきんネットや口座振替等各種制度の案内を設置・更新する等した。	年金受給に関して、国民年金以外の年金手続きに関する知識	年金の必要性を理解しない若年層に対して、年金制度の普及と納付意識の向上に対する取り組み	このまま継続	改正される年金制度に対する的確な事務及び年金制度への知識を高め、個人の状況に合わせたきめ細やかな対応をする。被保険者の老後の安定した生活を維持できるよう、制度の周知、窓口での相談等で年金制度の理解を広げる。	年金制度への知識を高め、個人の状況に合わせたきめ細やかな対応をする。被保険者の老後の安定した生活を維持できるよう、制度の周知、窓口での相談等で年金制度の理解を広げる。
49	後期高齢者医療に関する事業	住民課	賦課決定された保険料を徴収して広域連合に納付する。資格異動等届出、給付費等申請書の受理・審査、広域連合へ進達を行う。	高齢者が安心して医療を受けられるようにする。	目標程度	●新たに被保険者となった方で、納付が確認出来ない方に対し、督促状を送付する前に電話による納付勧奨を行い、新規滞納者を防いだ。また、催告書送付・電話催告のほか、臨戸訪問により納付指導を行い、滞納額の減少に努めた。●健診の受診勧奨チラシを作成し「敬老のつどい」で配布し呼びかけを行った。●重複服薬等の防止を促すため「おくすり手帳」の使用促進チラシを作成し、窓口を設置および町内の薬局へ配布した。●税務課と滞納者の情報を共有し、納付勧奨を行った。	特になし	高齢者に分かりやすい広報等の工夫	このまま継続	口座振替納付の勧奨や、滞納者に対する電話・訪問徴収の強化、税務課との連携	国保税滞納者が後期高齢者になることにより、新規滞納者となることから、個々に応じた納付指導を実施することにより、新規滞納者の増加を防ぐ。
50	環境基本計画の策定・推進事業	環境課	環境基本計画推進委員会、環境審議会を開催する。益子町第2次環境基本計画を実行する。	益子町が目指す環境像「自然を慈しみ、安らぎはぐくむ、陶の里」を町民と共に実現する。	目標程度	コロナ禍のため益子環境Weeksに参加してくれた団体数は7団体であった。また、水生生物調査に協力いただいた学校は3校であったが、近年見つけることができなかった水が一番きれいな水質に住む生物を見つけたことができた。コロナ禍であったが学校の協力の元、無事に終了することができた。	参加団体の固定化、高齢化。	既存団体及びその会員等にとどまらず、新たな活動人材の掘り起しが必要である。参加者の高齢化、固定化により衰退傾向にあるボランティア団体の活動の継続が課題となる	改善して継続	団体の交流や、子供の参加を促し環境Weeksの参加者の拡大を図る。	益子町第2次環境基本計画の目標年次が令和4年度であるため、目標達成に向け計画の遂行に当たる。

51	ごみの不法投棄対策事業	環境課	清掃監視員並びに環境保全協力員による不法投棄監視パトロール等を行う。不法投棄防止の看板を設置する。年2回全自治会において清掃・美化運動に取り組む。	町民が快適に暮らせるように、ごみが落ちていない美しい町を維持する。	目標程度	環境保全協力員や住民からの通報をもとに不法投棄の早期発見に努め、迅速に対応した。行為者を特定した際は警察と連携し、適切な指導により再発防止にも務めた。	監視カメラの設置(増設)	人の目が届きにくい、山林や林道の監視。	このまま継続	清掃監視員並びに環境保全協力員のパトロールを強化するほか、投棄の多い場所には監視カメラを設置し注意を図っていく。不法投棄を防止するために、不法投棄の多い地区の住民と情報を共有し連携を図っていく。また、県東環境森林事務所や警察と連携し問題解決に努めていく。	清掃監視員並びに環境保全協力員のパトロールの効率化。
52	ごみの減量化・資源化事業	環境課	・資源物回収団体に奨励金交付。 ・生ごみ処理機等の補助金交付。 ・生ごみ堆肥化事業。 ・小型家電、廃食用油の拠点回収。	ごみの減量化及び資源化に対する町民・事業者の意識が高まって、資源化率向上に積極的に取り組む。	目標程度	広報紙やHPで生ごみ処理機の貸し出しや生ごみ専用袋を使用することの特典についてのPRに努めた。資源物回収を行う自治会に対して、回収品目の追加について自治会長会議で推進した。エコ土曜日は2か月に1回の実施となったが、小型家電回収は前年度とほぼ同じ量を集めることができたが、紙や缶などの資源物は約4tほど減ってしまった。	生ごみ専用袋の利用者の減少対策。	燃えるごみ量の上昇をおさえ、リサイクル率を高めていくことが課題。	改善して継続	・資源物回収については、回収品目の増加をよびかけ、未実施自治会の参加を促す。 ・エコ土曜日のPRを継続して実施する。 ・生ごみ処理機貸出事業で体験いただき購入補助金を活用してもらえようようにPRを図っていく。 ・生ごみ袋利用の特典を更にPRし利用者を増やすと共に、生ごみ分別量が増えるように図っていく。	・各回収場所(エコステーションや資源物回収等)でのゴミの量や種類の状況の変化を把握し、効果的なPR方法を考え実施する。
53	公害対策事業	環境課	公害苦情の原因者を指導し解決に向け対処する。併せて工場・事業所などの監視を行う。大気汚染防止のため野焼き禁止の指導を行う。定期的に河川等の水質検査を実施する。	町民や事業所での公害に対する意識が高く、公害のない河川の水質も適正に保全された生活環境を維持する。	目標程度	公害苦情処理では、野焼き、空き地の適正管理、不法投棄などが多くあった。	特になし	野焼きに対する理解、空家・空地等の管理の必要性、猫の適正飼育等日常生活を営む上で管理責任について理解を深めていくことが必要	このまま継続	広報紙等を活用し、野焼きなどの公害防止への啓蒙強化を図る。空き地・空き家が顕著に増加していることを踏まえ苦情等の増加が見込まれるため、関係各課との情報交換を密に取り問題解決に繋げて行けるようにする。	公害防止の啓蒙及び指導の徹底。
54	畜犬登録及び狂犬病予防事業	環境課	犬を取得した時の登録及び狂犬病予防注射集団接種。ペットの正しい飼い方のPR。野犬捕獲。避妊手術費の補助金交付。	ペットが正しく飼養され、狂犬病の発生も無く、町民が安全で快適に暮らせるよう維持する。	目標程度	注射頭数は886頭。避妊手術費補助金交付件数は、犬10頭、猫90頭。HPに迷い犬が発生した時のお知らせのページを作成し、周知の迅速化を図ることができた。	猫の正しい飼育についての認識が不足している住民がまだ多く、外飼いや野良猫への餌やりに対する苦情が多数あった。野良猫の苦情が多く、捕獲などの対策を求められた。	未登録犬の登録勧奨及び狂犬病予防接種の啓蒙が必要。のら猫問題への対策。	このまま継続	広報紙等を利用し、飼い主の適正飼養の周知に努め、未登録・未接種を減らしていく。定期的に台帳整理を実施する。飼養の指導については動物愛護指導センターと連携して行う。	飼い主の適正飼養の周知に努め、未登録・未接種を減らす。動物愛護指導センターと連携する。
55	ごみの収集及びし尿処理に関する事業	環境課	各機関と連携し、一般廃棄物を計画的かつ効率的に収集・処理する。ごみステーションの設置を推進し、ごみ収集用コンテナの使用を徹底する。	ごみが適切に処理され、町民の衛生的な生活環境を維持する。	目標程度	ごみの収集の際の不適正排出については、中部環境や自治会長との連携により迅速に対応した。	ゴミステーションは自治会管理という認識がまだ低く、不法投棄の処理について不満の声が多くあった	ごみの正しい捨て方について理解できていない方がいる。自治会未加入者のごみ出し問題。高齢者でステーションまでのゴミ出しが困難なケースが増えることが予想される。	このまま継続	ごみの正しい出し方について、広報やHPなど周知を図る。ごみステーション設置補助金等のPRを実施し、自治会のステーション管理が容易になるよう働きかけていきたい。高齢者のゴミ出し支援の対策を他自治体の事例を参考にしながら高齢者支援課と連携を図り検討する。	高齢者のゴミ出し支援の対策を他自治体の事例を参考にしながら高齢者支援課と連携をとり検討する。
56	森林計画・経営事業	環境課	森林計画に基づく伐採等届出の適正な運用に努める。また、とちぎの元気な森づくり事業を活用した里山林の整備及び管理を行う。	森林機能保持・保全のため、森林計画に基づく健全な森林を育てる。	目標程度	とちぎの元気な森づくり里山林整備事業を活用した整備については、予定通りの箇所・面積を実施することができた。アカマツ復活プロジェクト事業については、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言に関連して小学生による植栽体験ができなかった。	里山整備の実施面積を増やしたい。	森林整備には土地所有者との合意形成が必要のため、地域団体と協力して事業にあたっていく。とちぎの元気な森づくり里山林整備事業への参加集落の掘り起こし、管理費の交付が終了した箇所の継続的な維持管理。	このまま継続	森林計画に基づいた各種届出の適正な運用を行い、健全な森林管理に努める。また、町木であるアカマツの復活を目指したアカマツ復活プロジェクトを継続実施する。さらに、新たな森林経営管理制度については、森林所有者意向調査を基に森林集積計画の作成を進める。	とちぎの元気な森づくり県民税事業が第2期として継続されているが、森林環境譲与税の交付も始まっており、それぞれを活用して引き続き森林整備を継続していく。
57	町有林・林道管理事業	環境課	森林国営保険の加入、町有林管理(伐採、下刈り)、林道5路線の維持管理	民有林道5路線の維持管理や町有林の整備・管理を行うことにより、益子の貴重な資源である自然景観を維持する。	目標程度	前沢、赤法花、北峰町有林(34.3ha)の下刈り等の維持管理を行った。前沢町有林の整備の一環として、アジサイ、サルズベリの植栽を試験的に行った。	前沢町有林の整備を含めた今後の活用等	前沢町有林については「益子町ランドスケープ計画」にあわせて整備を行っていく。他の町有林についても利活用の方向性について検討が必要。	改善して継続	前沢町有林について、今後の整備活用計画について検討する。また、他の町有林に対しても、森林経営計画に基づいた伐採、木材の活用の方向性を検討する。	林道については継続的な維持管理に努める。町有林については、森林経営計画に基づいた間伐や下刈り等を行い機能維持に努めるとともに、木材の有効利用も推進していく。また、前沢町有林については、益子町ランドスケープ計画にあわせて整備活用計画を進めていく。
58	鳥獣害対策事業	環境課	八溝山系に位置する市町、及び県の担当職員で形成される協議会で、現在の地域の状況および獣害対策についての意見交換を行う。また、年に一回獣害対策の研修も行う。	八溝山系の市町での獣害被害の減少	目標程度	今年度はコロナの影響を受け、会議は書面決議にて実施となった。毎年、協議会で獣害対策用の備品を購入しているが、今年度は小動物用の箱わなとセンサーカメラを一台ずつ購入した。これにより、継続的なわなの設置及び迅速な被害の要因究明が可能となった。	地域での被害対策の取り組みも重要である。	ハンターの高齢化も深刻であることから、若年層のハンター育成に力を入れていかなければならない。	このまま継続	今後も同協議会において、各市町との情報共有を行いながら関係を密にして、一致団結して獣害対策に力を入れていく。	捕獲、撃退への強化は継続して行い、町内の各地域でも防護柵などのインシシへの対策を推進していく。

59	地球温暖化対策事業	環境課	再生可能エネルギーの普及啓発を行うとともに、太陽光発電システム設置家庭に補助金を交付する。	地球温暖化防止のために住民一人ひとりが率先して参画し、温室効果ガスの排出削減に向けた活動を行う。	目標未達成	太陽光パネル補助金の申請件数は前年度と同数であった。蓄電池補助については、昨年より申請件数が3件減少した。今年度から開始したV2H設置補助については、申請が無かった。また、施設ごとの二酸化炭素排出量は昨年度より増加したため、より節電、節水について広く呼び掛けていきたい。	特になし	太陽光パネル補助は11件と昨年と同数であった。蓄電池補助は8件で前年より減少した。今年度から開始した電気自動車等充電システム(V2H)補助については申請が無かった。再生可能エネルギーの普及啓発を図るため、補助事業の広報活動を行っていく。	このまま継続	温室効果ガス削減に向け、今後も庁舎内、公共施設での、省エネルギーへの協力を引き続きお願いをしていく。町民に対しては太陽光発電システムだけでなく、木質バイオエネルギー等、他の再生可能エネルギーについての普及を進めていく。	2050年カーボンニュートラルに向けて、再生可能エネルギーの補助については継続していく。
60	障害者支援事業	健康福祉課	障害者自立支援給付、障害程度区分認定審査及び審査会の運営、補装具費・日常生活用具費の給付、地域生活支援事業費給付、障害者手帳の交付事務。	障がい者(児)が住み慣れた地域で自立して生活できるようにする。	目標程度	障がい福祉サービスは、障がい者の職業その他日常生活の能率の向上を図ることを、また、障がい児においては、将来社会人として自立・独立するための下地を育成・助成することを目的としている。R2年度は、コロナ禍の中で非対面式の業実施が求められたため、他市町や事業所との意思疎通に通常と比べ時間がかかる結果となった。	特になし	事業費については給付件数、給付額とも増加が見込まれる。	このまま継続	障害者総合支援法についての正しい理解、研修会や事務説明会への参加を通して職員能力の維持向上を図りながら、このまま継続する。事業費は給付件数、給付額とも増加が見込まれることから、業務実施体制をR2年度と同様とし、認定調査員の雇用を継続して行い、専門的知見を生かした事務の効率化を図っていく。	障害者総合支援法についての正しい理解、研修会や事務説明会への参加を通して職員能力の維持向上を図りながら、このまま継続する。
61	生活保護費受給支援事業	健康福祉課	生活保護相談の受付及び芳賀福祉事務所への保護申請書の進達、要保護者の通告や保護費の支給事務、芳賀福祉事務所の調査等への協力。	生活に困窮している住民に対してその困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活の維持を図る。	目標程度	法により義務付けられている事業なのでこのまま継続する。	特になし	特になし	このまま継続	法により義務付けられている事業なのでこのまま継続する。芳賀福祉事務所と連携を図り、要保護者の保護に努める。生活保護法の理解や研修会や事務説明会の参加を通して職員能力の維持向上を図りながら、このまま継続する。	芳賀福祉事務所と連携を図り、要保護者の保護に努める。生活保護法の理解や研修会や事務説明会の参加を通して職員能力の維持向上を図りながら、このまま継続する。
62	旧軍人・戦没者遺族関連事業	健康福祉課	益子町戦没者追悼式の開催、法に基づく軍人恩給、特別弔慰金、各種給付金及び関係団体が行う事業の制度周知や申請書作成の援助、町遺族会連合会が行う会議や諸会務の援助。	旧軍人、戦没者遺族の生活の安定を図るとともに、住民の戦没者追悼の念と平和を祈念する心を醸成する。	目標程度	第11回特別弔慰金の申請開始年度であったため事務量は増加したものの、申請書類の簡素化により従来より申請者の負担は軽減した。また、戦没者追悼式についてはコロナ禍の状況を鑑み、参加者を制限して開催を行った。	特になし	遺族会会員の高齢化や会員数の減少。世代交代による戦没者追悼式への参加意識の低下。	このまま継続	国や関係団体が行う事業の制度周知や申請書作成の援助については、法律に基づいて実施している事業なので町単独での改善は難しい。恩給制度、特別弔慰金及び給付金制度の正しい理解、事務説明会への参加を通して、職員能力の維持向上を図る。また、戦没者追悼式に多くの方が参加してもらえるように遺族会の役員に働きかける。第11回特別弔慰金の受付は令和3年度末までとなるため、遺族会役員をととして周知を図っていく。	恩給制度、特別弔慰金及び給付金制度の正しい理解、事務説明会への参加を通して、職員能力の維持向上を図りながら、戦没者追悼式に多くの方が参加してもらえるように引き続き遺族会の役員に働きかけていく。
63	心身障害者医療事業	健康福祉課	高度かつ継続的な治療を要する身体障害者児に自立支援医療費(更生医療・育成医療)給付。重度心身障害者に医療費の助成をする。在宅で通院する精神障害の治療を行う方の自立支援(精神通院)医療の認定申請を受付、進達を行う。	心身障害者の経済的支援を図るため	目標程度	自立支援医療に関する更生医療、育成医療、精神通院医療については、障害者総合支援法に基づく支援義務がある。重度心身障害者医療費助成事業については市町の事業であるが、重度心身障害者の経済的支援を図るため必要不可欠。申請に対して迅速かつ正確に事務を行う。	特になし	自立支援医療対象疾病に罹患した生活保護費受給者対象者がひとり増加することで、入院で年間700万、通院で年間400万の助成額の増加が見込まれる。	このまま継続	障害者総合支援法についての正しい理解、研修会や事務説明会への参加を通して職員能力の維持向上を図りながら、このまま継続する。申請に対して迅速かつ正確に事務を行う。	障害者総合支援法についての正しい理解、研修会や事務説明会への参加を通して職員能力の維持向上を図りながら、このまま継続する。申請に対して迅速かつ正確に事務を行う。
64	町営住宅運営事業	健康福祉課	住宅及び敷地内の維持管理、入居者管理、住宅使用料の算定・収納を行う。	住宅に困窮する低所得者に住居を確保する。	目標程度	低所得者の住宅不足が認められる場合は、公営住宅法により実施義務がある。安全性の確保や老朽化による修繕料の増加傾向を踏まえ、東田井住宅(昭和50年～昭和55年築)と星の宮住宅(旧住宅 昭和44年～昭和48年築)の募集を控え、星の宮住宅1号棟・2号棟の空き分を入居募集対象とする。	監査委員より、悪質な滞納者については退去等を視野に入れた対策をするよう指摘があった。	老朽化による修繕料の増加傾向。住宅使用料の未納額の増加(徴収率の低下)。	このまま継続	低所得者の住宅不足が認められる場合は、公営住宅法により実施義務がある。安全性の確保や老朽化による修繕料の増加傾向を踏まえ、東田井住宅(昭和50年～昭和55年築)の募集を控え、星の宮住宅1号棟・2号棟の空き分を入居募集対象とする。	低所得者の住宅不足が認められる場合は、公営住宅法により実施義務がある。安全性の確保や老朽化による修繕料の増加傾向を踏まえ、東田井住宅(昭和50年～昭和55年築)の募集を控え、星の宮住宅1号棟・2号棟の空き分を入居募集対象とする。
65	福祉バス管理運行事業	健康福祉課	福祉関係団体、老人クラブの活動を活性化を図るため福祉バスの運行・管理を行う。	福祉関係団体、老人クラブの活動を活性化	目標未達成	新型コロナウイルス感染症の影響により、運行要件の臨時的な変更を行った。また、利用者からのキャンセルが相次いだことから、成果指標の目標値が未達となった。	特になし	バスは定期的に走行しなければ油脂類の固着により駆動系に悪影響を与え、利用者がいない中で走行を行うことが難しく、故障箇所が複数箇所発生した(購入後1年以内であったため、無料にて対応済)	このまま継続	運転技術、車両管理の知識の習得や運行経路の道路事情などの情報を的確に把握することで、安全運転に努め、事故防止を図り、利用件数の増加を目指す。車両の一元管理などを検討していく。	運転技術、車両管理の知識の習得や運行経路の道路事情などの情報を的確に把握することで、安全運転に努め、事故防止を図り、利用件数の増加を目指す。車両の一元管理などを検討していく。
66	福祉関係団体・各種委員活動支援事業	健康福祉課	社会福祉協議会、民生委員協議会補助金の申請受付、補助金の支出、民生委員・児童委員の選考、民生委員協議会の開催、民生委員・児童委員の研修会のとらまとめ、民生委員・児童委員の相談対応。	民生委員・児童委員や福祉関係団体等が円滑に活動できるようにする。	目標未達成	新型コロナウイルス感染症対策により、定例会が変則的になったり、研修会等が中止になったりした。(結果として、参加割合は増加となった)研修等の代わりに新型コロナウイルス感染症対策グッズの支給を行った。	態度が横柄な印象の民生委員がいると町民から指摘があった。	民生委員・児童委員の担い手を確保することが年々難しくなっており、今後の改選についてはさらに厳しくなっていくと予想される。適任とは言えない方が就任する可能性もあるが、町民側の意識も変わってきていると感じる。	このまま継続	地域の福祉活動の拠点である社会福祉協議会や民生委員協議会への補助は継続していく。住民の相談に応じ必要な援助を行う民生委員・児童委員に速やかに支援できるよう行政の窓口を明確にする。社会福祉事務審議会委員の活動費の値上げを再度検討する。昨年実施できなかった研修を実施したい。	地域の福祉活動の拠点である社会福祉協議会や民生委員協議会への補助は必要。住民の相談に応じ必要な援助を行う民生委員・児童委員を支援する。



67	母子家庭・遺児家庭・ひとり親家庭支援事業	健康福祉課	児童扶養手当認定請求書及び変更届・現況届等の受付。ひとり親家庭医療費受給資格申請の受付及び医療費の助成。遺児手当の認定請求書の受付及び遺児手当の支給。	母子家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉を増進すること。ひとり親家庭の生活基盤の安定と心身の健康増進に資するため、医療費の自己負担分を公費で助成し、経済的な軽減を図る。	目標程度	各受給資格者の届出や申請漏れ等もなく適切に事務処理できた。また、新型コロナウイルス感染症経済対策として「ひとり親世帯臨時特別給付金」が新設され、県からの指導により申請案内、周知等に努めた。県とこまめに連絡を取り合ったおかげで、スムーズに連携が取れ、住民ニーズにも広く応えられたと思う。ひとり親応援手当も支給した。	新型コロナウイルスのせいも、更なる経済支援を望む声があった。	特異なケースが発生した場合のマニュアルがないため、それらに対処する時は県などに確認をとる必要がある。このため、窓口での相談から申請書提出までに長い時間を要する場合がある。	このまま継続	国・県のマニュアルに従い、速やかに事務処理をし、各受給資格者の届出や申請漏れのないよう、周知・啓発を促していく。	国・県のマニュアルに従い、速やかに事務処理をし、各受給資格者の届出や申請漏れのないよう、周知・啓発を促していく。
68	児童虐待・DV対策事業	健康福祉課	虐待や要保護児童の通告先として市町村が追加されたことによる、通告時の初期対応。要保護児童対策地域協議会の運営。虐待やDVについて、支援・助言・情報提供を行う。	保護や支援を要する児童、特に支援を要する妊婦を発見し、適切な保護、支援を図り、虐待等の被害抑制と生活環境の健全化を図る。	目標程度	虐待や要保護児童の通告時の初期対応や、児童相談所・県東健康福祉センターなどと連携をし、支援・助言・情報提供を実施。ショートステイ契約先を1施設追加、養育支援訪問事業(家事援助)を開始した。	特になし	要保護児童等の支援に努めているが、地域資源との連携を拡げることで、更に支援の幅が広がる可能性がある。国より求められている「子ども家庭総合支援拠点」の設置に向け、専門職の確保が課題となっている。国より求められている「子ども家庭総合支援拠点」の設置に向け、専門職の確保が課題となっている。	このまま継続	要保護児童等の通告時の初期対応や、児童相談所・県東健康福祉センターなどと連携をし、支援・助言・情報提供を実施していく。「子ども家庭総合支援拠点」を整備し、児童家庭相談窓口の充実を図る。拠点設置に向け、専門職の確保に努めてゆく。	要保護児童等の通告時の初期対応や、児童相談所・県東健康福祉センターなどと連携をし、支援・助言・情報提供を実施していく。
69	児童手当支給事業	健康福祉課	児童手当の支払、現況届の発送・処理、各申請の受付・審査を行う。	児童手当は中学校修了前の児童を対象とし、家庭生活の安定、児童の健全育成のため、また次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援する。	目標程度	国の方針に従い適正に実施した。また、新型コロナウイルス感染症経済対策として「子育て世帯臨時特別給付金」が新設され、県からの指導により要綱作成、補助金交付申請、住民への案内通知発送、周知等に努めた。公務員に関しては申請主義のため、積極的に個別電話連絡、通知等を送った結果、9月末の時点でほぼ100%の支給が完了した。	特になし	児童手当に関しては、今年度の閣議決定において様々な見直しが行なわれ、今後、所得制限限度額超過による支給停止や現況届の届出義務廃止等、大幅に制度の内容が変わる可能性があるため、国の動向について、積極的に情報をキャッチする必要がある。	このまま継続	国の方針に従い実施していく。	国の方針に従い実施していく。
70	子育て応援手当【新未来】	健康福祉課	該当者の抽出と申請書の送付。申請の受け付け、手当の支給。	18歳以下の児童を持つ保護者に対し児童1人当たり1万円分の手当を支給する。入学準備金として、小学校入学前の年は3万円、中学校入学前の年は5万円に増額する。	目標以上	新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、郵送による申請・支給も検討したが、窓口カウンターを広げることで密を避け、従来の窓口受領とした。さらに新型コロナウイルスに関する経済支援として子ども1人あたり1万円の増額支給も実施した。支給率は99.5%。	アンケートの結果では、制度の継続や中学3年生の増額の希望が多かった。	地域通貨の使用期限が切れてしまった(R2.3.31)という問い合わせがあったが、交換期限が過ぎていたため対応できなかった。封筒の外側に期限を印字することで対応できたかもしれない。少子化対策として効果があるかはわからない。	改善して継続	当分(3年間)は新型コロナウイルスに関する経済支援として、一律1万円の部分を実施するが、あわせて、その後(4年目以降)は中学3年生を含めた節目のみの支給になることの周知に努める。児童手当の現況届とあわせて実施する予定だが、まじほへの移行について担当課と対応方法を検討したい。	制度見直しの周知に努める。(年長児、小6児、中3児に入学準備金として支給)
71	保育所運営事業	健康福祉課	保育所入退所受付事務 保育所運営費の支弁 特別保育事業等の補助	保護者の労働又は疾病等の理由により、保育に欠ける就学前児童に対し、保育所において保育を行う。	目標程度	保育料滞納者(町外転出)の自宅訪問によりH30からの滞納を解消した。保育料を口座引落とすることで園の徴収負担を軽減した。R3からの保育料無償化(3歳児未満)などの要綱等の整備、準備を行った。	障がい児への手厚い職員配置の要望と、それに応えられる施設への補助金増額の要望があった。	保育料を口座引き落としにしたことで、保護者の納付意識が低くなったように感じた。保育料の算定を行うに当たって、住民税・所得税に関する知識が必要となる。主担当以外の職員の制度や手続きに関する理解が十分でない。保護者のニーズに偏りがある。	改善して継続	保育料無償化や副食費免除事業の申請漏れがないよう周知するとともに、償還払いの人に対して請求書の提出を求める勧奨通知を出す。保護者のニーズの問題もあるが、利用定員に収まるよう利用調整をする。保育料未納の滞納整理。	人口減少に対応した利用定員の設定と、利用定員に合わせた利用調整を行う。
72	学童保育事業	健康福祉課	放課後児童クラブに対して委託金を交付する。事業に対する国・県補助金の交付申請をする。	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る。	目標程度	やわらぎ児童館学童クラブの整備事業を実施。今年度、昨年に比べ1,600万円ほど増額見込の理由は、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休校中の委託費760万円、七井幼稚園学童クラブ3組目の参入による新規委託費470万円及びやわらぎ児童館学童クラブの障害児受入強化推進事業380万円の申請によるものである。ただ町の予算が厳しいこともあり、今後さらに補助金書類の検査等を充実させていく必要があると考える。	母子家庭等への補助を要望する声があった。	母子家庭等への補助を要望する声があった。	改善して継続	七井保育園の学童クラブの整備を予定している。国・県のガイドラインに従い、適切な運営を促すとともに、各学童クラブと連携を図りながら、よりよい子育て支援の提供を実施していく。	国・県のガイドラインに従い、適切な運営を促すとともに、各学童クラブと連携を図りながら、よりよい子育て支援の提供を実施していく。
73	感染症予防事業	健康福祉課	・定期接種:BCG,四種混合,ヒブ,小児用肺炎球菌,B型肝炎,麻疹・風疹混合,水痘,日本脳炎,二種混合,子宮頸がん,ロタ,高齢者インフルエンザ,高齢者肺炎球菌 ・任意接種:おたふくかぜ,インフルエンザ,高齢者肺炎球菌,成人風しん(麻疹・風疹混合),ロタ ●新型コロナ感染症(R2)	予防接種等を実施することにより、伝染性疾患の発生やまん延を予防し、住民が健康的な生活をおくることができる。	目標程度	・新型コロナ感染症の影響により、医療機関の受診控えがないように乳幼児健診や広報誌等で周知した。 ・新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種へ向けた体制整備事業(国庫補助事業)が開始。 ・子宮頸がんワクチンは引き続き積極的勧奨を行わないが、対象者に情報提供を行うこととされ、高校1年生相当の女子に情報提供をしたところ、昨年より接種者が増加した。	特になし	引き続き、新興感染症に対する対応等(新型コロナウイルス感染症対策)、社会情勢の変化に即応した対応が望まれている。国・県、他自治体の動向も含め、情報収集に努め、ワクチン接種に向けた体制整備を図る必要がある。また、通常の予防接種について、新型コロナウイルス感染症の影響による接種控えは見られなかったが、周知徹底を継続する必要がある。	このまま継続	・新型コロナウイルスワクチン接種がスムーズに行われるよう、情報提供および体制整備、関係機関との調整等に努める。 ・新型コロナウイルス感染症の影響による接種控えがないよう、引き続き各ワクチンの接種率の維持、向上に努める。	新型コロナウイルスワクチンの住民接種が終了し次第、通常の予防接種等感染症対策となる。
74	食育推進事業	健康福祉課	食生活改善や食育推進を基本とした健康づくりのボランティアである食生活改善推進員による食育推進活動の支援。	食生活改善推進員を養成・サポートし、食育の推進を図る。町民の食に関する意識の向上を促し、生活習慣改善を含めた心身の健康増進に努める。	目標未達成	新型コロナウイルス感染症対策で、事業の中止や内容の変更が相次いだ。2歳児の歯科検診では例年試食を配布しているが、レシビのみの配布とした。世代間交流として、まじほコッパハウスでひな祭りイベントを実施し、手遊びや行事食の紹介を行った。健康デーにおいて、みそ汁の塩分測定を行い減塩の啓発に努めた。	食生活改善推進員の活動の場は広く、期待度も高い。	食生活改善推進員は、県からの期待も大きく、ライフステージ別の教室等より高度な食に関する知識・技術が求められている。そのため、食生活改善推進員向けの勉強会を行い、会員のスキルアップを図っている。	このまま継続	会の運営に協力しながら、また会員のスキルアップを図りながら自主性を育成していく。	健康増進のためには、食育の推進(食生活等の改善)は欠かせないものであり、今後も活動支援をしていく。

75	保健センター維持管理事業	健康福祉課	施設点検と修繕、施設管理業務委託、消防訓練などを実施する。	利用者が安全かつ快適に施設を利用できるようにセンターの管理や設備の充実を図る。	目標程度	施設内の事故を未然に防ぐとともに施設設備の故障については素早い対応で修理し来所者には快適に施設を利用してもらえよう努めた。階自動火災報知設備防災監視盤交換、ガス消費設備改善、ガス漏れ検知器交換、誘導灯交換、照明器ぐ修繕、トイレブース修繕、検査室床張り替え等修繕を行った。	特になし	保健センターは昭和61年竣工現在32年目であり汚れや傷みも出てきており補修工が必要	このまま継続	利用者が安全で快適に施設を利用できるようにセンターの管理に努める。R3年度は、事務所の雨漏り修繕のため、玄関の屋根の改修、事務所の防水シートの張替えを予定している。	保健センターは昭和61年竣工現在32年目であり汚れや傷みも出てきており補修工事の予算化が必要
76	健康づくり意識啓発事業	健康福祉課	町事業の企画、実施と各自主団体活動を支援する。また、意識調査を実施し各種事業に反映する。	町民が自発的かつ健康づくりの意識を高めとりむために場所の提供を行う。	目標未達成	新型コロナウイルス感染症のため事業が延期や中止となり実績は伸びなかった。次年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら事業を実施していきたい、	特になし	新型コロナウイルス感染症の影響でが外出自粛が続いているため、運動不足が懸念される。家庭できる運動等健康づくりの啓発普及を継続して情報提供していく。	このまま継続	新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、引き続き、健康まつりや町の広報誌、健康デー、健康ポイント事業等をととして、食生活や運動習慣の普及等健康づくりを推進していく。	各種健康づくり事業をととして健康づくりを推進していく。
77	こども・妊産婦医療費助成事業	健康福祉課	医療費助成申請があった者に対し、医療費(保険診療分の自己負担分を助成する。所得制限なし。)妊産婦については、保険診療分の自己負担分1レシートあたり500円を控除した額を助成する。(薬局は除く)	医療費の支出を公費で負担することにより、疾病の早期発見と治療を促進する。出産・育児にともなう経済的負担の軽減を図り子育てしやすい環境を整える	目標程度	こども医療費については、R2年度は出生数の減少、新型コロナウイルス感染症の影響で医療費が大幅に減となった。妊産婦医療については現状通りの事業を実施し、出生届時等に申請漏れ防止のため領収書の確認、振込口座・保険証等の確認を徹底した。	現物給付年齢引き上げについて、受診時の金銭的負担や申請等の負担軽減につながりおむね好評。その一方、現物給付対象を高校生まで拡大の要望がでてい	医療機関を受診した方の中で、会計時に高額医療費の限度額認定証を提示し忘れる方がいた。正しい受診の仕方について周知していく必要がある。	このまま継続	変更に来た方に関して、資格者、保険証、口座等、変更が他にも及ばないか確認する。また、現在、紙媒体・PCで来所予定者を整理しているが、入力漏れが無いよう徹底していく。	引き続き、各市町の動向に注意しながら制度の内容等について検討していく。また、事務の軽減化に繋がるものを念頭に置きながら正確・迅速に事務を遂行する。
78	出産準備手当・不妊治療費助成事業	健康福祉課	出産準備手当:胎児1人につき3万円を支給する。 不妊治療費助成:不妊治療に要した費用の1/2以内(限度額20万円、4年度まで)を補助する。 なお、どちらも所得制限なし、町税滞納者は不支給。	妊婦や、不妊治療を受ける夫婦の妊娠や出産に伴う経済的負担の軽減を図り、安心して治療を行えるよう、また出産準備がスムーズにできるよう支援する。	目標程度	出産準備手当に関しては、出産後の申請は受理できないため、出産間近で未申請の方には電話等で申請を促した。不妊治療費補助金に関しては、申請時に夫婦どちらか一方が町に住居登録して1年以上経過していれば対象になること、居住条件として単身赴任等の理由で別居している夫婦も対象になるよう要件を緩和した。(R2年4月から)	特になし	出産準備手当について、支給後すぐ転出してしまおう方が一定数いるため、産後も住み続けていただけるような子育て支援策の検討が必要と考える。不妊治療については、原則年度内申請を依頼しているが、3月末まで治療をせずと申請が間に合わず、4～5月の出納閉鎖期間内の申請となり申請者にも負担となっている。そういった場合、事前に相談していただくよう周知を徹底していく必要がある。	このまま継続	出産準備手当に関しては、母子手帳交付時に制度の説明を徹底し、申請漏れがないよう周知していく。不妊治療については、今後保険適用になる見通しであるため、そのようになった場合に町での助成をどのようにしていけば良いか検討が必要である。	国や県、近隣市町の動向に注意しながら随時各制度の内容等について検討していく。
79	母子保健事業	健康福祉課	乳幼児健診・歯科検診・フッ素塗布、両親学級、育児相談・サロン・サークル、乳児全戸訪問事業、思春期保健対策事業、ことばの教室、発達障害児早期発見事業、離乳食教室、栄養相談・教室、妊婦健康診査(検査費助成)	母子の健康の保持増進、疾病の早期発見・予防を図り、安心して子育てのできる環境を整備する。	目標程度	新型コロナウイルス感染症拡大における緊急事態宣言の発令により、3月初旬から5月までの全健診を延期措置した。適切な時期での発達評価や子育て支援が重要であることから、延期期間中は、個別に電話や訪問等で状況把握・保健指導を全数実施した。速やかに振替日を設定し、6月から健診が再開となった。同健診を統合したり、振替日を新たに設定し、対象者全員が当初予定の健診時期を大きく逸脱することなく、受診することができた。実施の際は、感染予防対策として、受付時間ごとに人数を区切って案内し、問診票を事前に提出、動線の工夫などに配慮した。今年度は3密を回避し、安全な実施を最善に柔軟な対応を行った。未受診者に対しては、電話は来訪での個別支援を全数行い把握に努めている。	特になし	・健診未受診家庭及び乳幼児全戸訪問事業の訪問拒否者への対応をできる限り早期に実施し、健やかな成長発達を支援し、虐待防止に努める。 ・発達に課題のある子への療育の体制の充実を図る。 ・支援者の資質向上のためのスキルアップに努める。	改善して継続	コロナ禍の影響が特に緊急事態宣言下において、妊娠出産を控える傾向がみられた。年度末には、届出数の回復傾向もみられているが、令和3年度の健診対象者数が1回あたり数名の場合も想定される。有益かつ適切な成長発達評価のため、健診実施体制を柔軟にする必要がある。対象者数が少ない場合は、法定健診に沿って、4カ月は3～4カ月児健診、9カ月は9～10カ月児健診、12カ月は12～13カ月児と統合を図り、体制充実に努める。	母子が健やかに生活できるよう、妊娠、出産、育児と切れ目のない母子保健サービスの提供を図る。
80	健康増進支援事業	健康福祉課	住民の疾病予防と早期発見、健康意識の向上による健康の保持増進を目的とし、がん検診、菌周病検診、骨密度検診、肝炎ウイルス検診を実施する。保健指導・栄養指導を実施する。	住民が検診を受診することにより、疾病の早期発見・早期治療を行えるようにする。また、受診者各自の健康意識を高めることを目指す。	目標未達成	新型コロナ感染症における緊急事態宣言により、5月～6月予定の計5回分の健診日程を中止した。中止に伴い、事前予約をされていた約600名分の予約移動が余儀なくされた。従来の健診方法に加え、感染予防の為の受付時間の延長や、3密を防ぐための完全予約制での対応とした。住民には、指定時間以外の来所の場合、時間までは入室は厳禁とし、徹底。この取り組みにより、これまでより健診の流れがスムーズとなった。受診者の数は、コロナによるキャンセルもあったが、見込みの人数には達していない。しかしながら、昨年非80%は達成している。受診者数の確保のため、中止になった健診日程対象者への個別電話勧奨や未受診者への即日電話、往復はがきでの受診受付を実施した。	検診体制の充実。精度管理強化。利便性の向上。精検受診率の向上。受診者への安全確保(感染者対策、受診者の不安に対する対応を含む)	新規および経年受診者のさらなる確保。新型コロナウィズによる感染症により、受診見合わせ者の再確保。	改善して継続	新型コロナウイルス感染症対策を図りながら、安全に健診が行えるよう、健診事業者と調整を図りながら、状況に応じた対応を実施。また前年度に引き続き、受診勧奨を強化していく。	検診の受診率向上、継続受診及び未受診者勧奨のためPRを工夫する。

81	高齢者対策事業	高齢者支援課	老人ホーム入所措置、敬老のつどいの開催、いきいきクラブ・シルバー人材センターへの補助、敬老祝金の支給、緊急通報システムの運用、寝たきり老人介護手当の支給、生きいき在宅生活支援事業の委託、手押し車購入費助成等	高齢者が生きがいや誇りを持ち、楽しく安心した暮らしができるようになる。	目標程度	・敬老のつどいについては、演歌歌手による歌謡ショーを開催、感染症対策のため2部制とし、マスクの着用と消毒を徹底し実施した。しかしながら新型コロナウイルスの影響は大きく参加者は当初の目標を大きく下回った。 ・いきいきクラブについては、感染防止のため活動が鈍化した。また、自治会長会議時にいきいきクラブのPRを行い活動や結成の協力依頼を行った。	・いきいきクラブの強化について、事あるごとに町民への周知を図り、会員の確保を図りたい。 ・ガイドブックについて、毎年度又は変更された部分の別刷りを添付するなど、最新情報を伝えて欲しい。また参加者の声を掲載するなど、身近に感じられる、参加したくなるようなガイドブックにしていきたい。	いきいきクラブについては、会員の高齢化と役員のなり手不足が問題となっている。会員のうち60代は13%弱であり、役員の後継者見つからず、休止を考えるクラブも存在する。このため新規加入者とクラブを担っていく人材が必要。	改善して継続	・いきいきクラブについては、住民に幅広く各クラブや連合会を周知するために、随時、広報まちこで活動等を紹介していく。また設立を考えている団体があつた場合には設立に向けての相談や情報提供等の支援をしていく。 ・シルバー人材センターの新規事業が軌道に乗るよう支援をしていく。	前年度の事業内容に改善を加えて実施していく。
82	地域包括支援センター事業	高齢者支援課	介護予防ケアマネジメント、包括的支援業務、高齢者権利擁護・虐待防止等、高齢者総合相談業務	高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる。	目標程度	総合相談業務について、包括支援センター内で毎日打合せを行うことにより、個々の相談内容を全員が把握し、急な相談も迅速に対応することができた。また、要支援認定者に対しては、コロナウイルス感染も状況を確認しながら安全にサービスが利用できるよう支援した。	特になし	コロナウイルス感染が拡大するとサービスの利用や相談件数が減少している。身体機能が低下し日常生活が困難なケースが潜んでいる可能性がある。今後、相談ケースが増えると思われる。	このまま継続	対応困難な事例に関しては、地域ケア会議を実施し多職種連携をしていく。また、様々なケースに対応できるよう各自のスキルアップのため事例検討会や勉強会を実施していく。	前年の事業結果を踏まえて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において、安心して生活できるよう事業の取組みを進めていく。
83	介護予防事業	高齢者支援課	ふれあいサロン推進事業、介護予防教室	高齢者が要介護状態になることを未然に防止し、地域において自立した日常生活を営むことができるようにする。	目標未達成	コロナウイルス感染状況を確認し安全に活動できる環境づくりの支援やコロナウイルスの知識の普及をおこなった。また、休止中の教室に対しては、自宅で実施することができる運動や生活の注意点をまとめた資料を送り、身体機能の低下予防に努めた。	コロナウイルス感染拡大防止について、教室で注意喚起をしてほしい。今後も教室やサロンの取り組みを進めてほしい。	高齢者の自主教室やサロンの運営については定期的な支援が必要。コロナウイルス感染状況に応じては、教室・サロンの運営が休止になることもあり、閉じこもりによる心身機能の低下や気力の低下が起きる可能性がある。	このまま継続	教室・サロンの運営が実施できない間も、心身機能や気力の低下がおきないよう、手紙や電話等で人との繋がりが持てるよう支援していく。また運営を再開した際には、積極的に参加できるように周知を図る。	前年の事業結果を踏まえて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において、安心して生活できるよう支援する。
84	介護保険料の賦課徴収事務事業	高齢者支援課	介護保険法第129条に基づき、第1号被保険者に対し、介護保険料の適正なる賦課を行い、徴収する。	介護保険第1号被保険者による、保険料の完納を図る。	目標程度	令和2年6月、10月に催告書を送付した。随時訪問徴収を実施し、納税誓約作成、口座振替の勧奨を行った。	介護保険、後期高齢者医療保険以外の税目の納付書はコンビニ納付対応であるため、まとめてコンビニで納付できないという指摘が町民からある。	納税誓約を結んだにも関わらず履行しない滞納者に対し、不履行とならないよう催告を継続する必要がある。	このまま継続	滞納状態が続いた場合の罰則や完納者との均衡、社会保障の仕組み等を説明しながら交渉を続け、納付へ結びつける。また、税務課や住民課と滞納者の情報を共有し、合同で臨宅するなど連携して滞納対策を行う。年度途中で被保険者となる者には、口座振替を勧奨し、引き続き未納の発生防止に努めていく。	前年度の実績を参考に継続。
85	給付管理事業	高齢者支援課	介護サービス費の現物支払い分については、国保連合会を通じ、各事業者へ支払いを行い、償還払いについては、利用者に直接支払いを行う。また、給付通知書を送ることにより、サービスの適正な利用を図る。	要介護(要支援)認定者が、介護サービスを適正に利用できるように給付費を管理していく。	目標程度	昨年度に引き続き、給付適正化に取り組んだ。住宅改修の事前申請では、コロナウイルスの影響により現地確認は控えたが、ケアマネジャーや利用者家族から状況の聞き取りを行った。医療と介護を同月中に利用している者については、利用状況を確認し、矛盾があると思われる請求をした事業者に関わり合わせ、過誤につなげた。	特になし	年々増加する給付費について、利用者に合った適正量のサービス提供が今まで以上に求められる。また、こうした意識を関係者に持ってもらうための働きかけを、町が行うことも求められる。	このまま継続	令和2年度の事業内容を引き継いで行っていく。介護給付適正化を促進し、不必要な支出がないように努める。年々、制度が複雑化しているため、町民や事業者にも正確な説明ができるよう、制度理解を深める。	前年度の実績を参考に、介護保険制度の適正な運営を行うため、課内の連携を強化していく。
86	地域密着型サービス事業	高齢者支援課	推進会議での議題をもとに、利用者に対するサービスの向上に関するアドバイスや高齢者総合福祉計画に位置付けられた介護施設の整備を行う。	地域密着型介護事業所が適正な運営ができるよう、また高齢者総合福祉計画の介護施設等の整備を行う。	目標程度	コロナウイルス感染症の影響により、実地指導は実施を繰り延べ、翌年度実施とした。運営推進会議は書面開催等で行われた。今年度、町内で新たに指定した事業所はないが、サービスの需給バランスに今後も注視していきたい。	特になし	コロナウイルス感染症の影響により、運営推進会議は書面開催等で行われた。「高齢者が要介護状態となっても、可能な限り、住み慣れた自宅や地域で生活を継続できる」という地域密着型の理念を実現することが引き続き課題となっている。	このまま継続	各事業所において従来までの問題・課題の解決策の検討に加え、コロナウイルス感染症や災害発生時等の状況下での臨機応変に柔軟な対応策を講じることが求められる。今後も情報提供や指導・助言等、支援体制を強化していく。	制度の改正を踏まえ、定期的な実地指導を適切に実施できる体制を構築する。
87	要介護認定事務事業	高齢者支援課	サービス受給のための申請の受付、調査、主治医意見書の取得、認定審査資料の作成、審査会の会議録の作成、審査結果の通知を行う。	介護を必要とする被保険者が、サービスを受けられるようにする。	目標未達成	活動指標は目標を下回った。要因としては、コロナウイルス感染防止のため、被保険者による新規・変更申請の自粛、また更新申請については、施設等での調査不可及び緊急事態宣言の発出による町の調査見送り等があげられる。調査を行わなかった更新申請者については、国からの特例措置により、認定期間を1年間延長したため、審査会は行われなかった。	特になし	新規や変更の申請数(特に入院中の被保険者が状態が安定する前に申請を行うケース)が増え、規定の期間で認定結果を出すことが難しくなっている。コロナ禍により、申請者と直接面会での調査が難しい状況であり、聞き取りやリモートでの調査が多くなっており、正確な判断が困難なケースが増えている。	改善して継続	R2年度の事業を継続して実施しつつ、退院時からの介護サービスがスムーズにあてられるよう、適切な時期の介護認定申請手続きについても連携を図っていく。	前年度の実績を参考に継続
88	道の駅事業	農政課	指定管理者である第三セクター株式会社まじこカンパニーが、通年にわたり施設の管理運営を行う。	道の駅を運営するため、指定管理者制度を導入し、施設を運営するための支援を行なう。	目標程度	業務仕様書に基づき、概ね適正に施設運営事業が実施された。コロナ禍の中で営業を自粛したため売り上げが減少した月もあったが、ドライブスルーや宅配事業などの新たな取り組みを積極的に行い、農産物を中心に売り上げを伸ばし昨年度の売り上げを見込む予定である。また新加工所の稼働により、地域の農産物を活用した干し芋やレトルトカレー、バスタソースなどの新商品を多数開発し、コロナ禍の中で変化を必要に感じることができた。	コロナ禍の中で苦境に立っている飲食店からテイクアウトやレトルト食品の開発について多数相談があった。外食から内食に需要が変化の中で、飲食店と新加工施設の技術を活用したレトルト食品を道の駅まちこで販売することも視野に入れ支援していきたい。	加工所の規模拡大により人件費の上昇が予想される。加工品の下処理から包装までの加工工程を分割し、単純作業を就労支援施設などに委託することも検討する	このまま継続	新加工所の供用開始により、地元農産物を使用した加工品の商品開発及び販路拡大が期待できる。地域商社である道の駅の機能・役割を果たすため、町内の農家や飲食店と連携を取り地域の課題に対し確実な成果をあげるよう支援していく。	道の駅の業務内容や費用負担等について施設管理者と協議・調査の上、随時見直しを図るとともに、施設の将来的な修繕・更新費用について検討していく必要がある。

89	担い手総合支援事業	農政課	認定農業者、集落営農、営農集団、農業の後継者に対する研修会の実施、補助金、定期的な相談会の実施等を行う。また、地域農業の現状を把握するとともに、人・農地プランの充実を図る。	地域農業の中心となる担い手の営農活動を支援することで、地域農業及び集落の活性化を図る。	目標程度	農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金や担い手確保・経営強化支援事業など、それぞれの条件に合った補助事業を実施し担い手に対して支援を行った。	担い手に対しての補助事業等の支援策。	農業担い手の高齢化及び後継者不足。耕作放棄地の増加。	このまま継続	集落営農組織や農業法人に係る補助事業導入に係るフォローアップや組織(法人)化に向けた取り組みを関係機関と連携し進めていく。小泉・本沼地区や里西地区の法人化及び営農支援(生産体制強化)に係る労働量が増加する見込み。	関係機関と連携し、農業経営の安定化に向けて支援を行う。
90	水田農業対策事業	農政課	地域水田農業の将来方向を明らかにするとともに、経営所得安定対策の円滑な事務を行う。	農業者の農業意欲を向上させ、経営の安定を図る。	目標未達成	米の需給調整は達成できなかった。経営所得安定対策については、担い手への農地集積は進んでいるものの、不作付の担い手が増えている等の影響により、加入率の増加に繋がらなかった。なお、益子町農業再生協議会総会については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、書面決議により実施した。	国の農業施策等の情報不足。担い手への機械等の補助事業等の支援不足。	新型コロナウイルス感染症の影響により備蓄米が増えており、今後米価下落が危惧されている。県として参考値が示されたが、参考値達成者に対する交付金等はなく、強制力もないため、今後の生産調整については不透明である。	改善して継続	経営所得安定対策の加入を推進し、農業者の経営安定を図るとともに農業経営の組織化等を推進する。益子町農業再生協議会の会計・収支について検証を行い、町からの補助金等は減額できるよう調整する。	米価動向に対応するため、安定的な収益が得られる作物を模索するとともに、水田農業の効率的利用に努める。
91	農業振興地域整備促進事業	農政課	4ヶ月に1回の協議会の開催並びに農業振興地域整備計画の見直しを行う。また、優良農地を確保していくため、耕作放棄地解消に向けた支援を行う。	農用地の確保及び適正利用の保持を図る。	目標程度	当該年度は3件の申請受付、数件の相談があり、農振除外の適否について法令に基づき適宜事務処理を行った。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、1月の協議会は書面決議により実施した。	町民、議会から耕作放棄地の拡大の解消について要望があった。	耕作放棄地の解消、再生を担う農業担い手の育成確保が急務である。	このまま継続	農業振興地域制度については、法律により規定されている事務であり、手続き等の簡素化はできない。特に、農振除外の申出に際しては、優良農地確保の観点から、県や農業委員会と十分な連絡調整を図る必要がある。また、現行の整備計画の見直しをR2年度に引き続き実施する。	県や農業委員会と十分な調整を図りながら、優良農地の確保及び耕作放棄地の解消に努める。
92	青年農業者育成事業	農政課	新規就農者へのきめ細かなサポートを図るため、農業次世代人材投資事業の円滑な事務を行う。	新規就農時に援助を行うことで、経営安定を図る。	目標程度	農業次世代人材投資事業の受給者に対し定期的に書類審査・現地確認を実施し支援を行った。	新たな担い手確保が急務。	全国的に担い手が減少している。	このまま継続	制度改正となった農業次世代人材投資事業の周知を図り、町内の新規就農者の獲得に努める。	県と十分な連携を行いながら、新たな担い手確保に努める。
93	農畜産の振興事業	農政課	地域農業者に対する営農及び経営、運営支援	地域の営農活動を幅広く支援することで、農業経営の安定化を図り、農畜産物の安全・安心を確保する	目標程度	コロナウィルスの影響により研修会の開催は未実施。県や酪農とちぎと連携し畜産農家の糞尿の苦情の対応及び、処理方法の指導を実施した。	家畜防疫衛生対策・環境汚染の防止。	地域畜産農家の高齢化・後継者不足・環境問題(悪臭・水質汚濁)経営規模の縮小により、組織の改編・廃止を含めた検討が必要。	このまま継続	今後、畜産農家の高齢化が進むため、後継者の育成・確保に努める。また、関係機関(JA・農業振興事務所・家畜保健所等)との連携を強化し、畜産農家への助言、支援を行う。	今後、畜産農家の高齢化が進むため、後継者の育成・確保に努める。また、関係機関(JA・農業振興事務所・家畜保健所等)との連携を強化し、畜産農家への助言、支援を行う。
94	土地改良区支援事業	農政課	益子町土地改良区及び芳賀台地土地改良区へ支援助言をして運営補助金の交付をする。	土地改良区の運営を支援することにより、農家組合員の負担の軽減を図る。	目標程度	土地改良区の運営を支援助言することにより、運営事務手続きが改善されたが、なお引き続き事務の改善に努める。	農家の賦課金の効率的な運用 益子町土地改良区の健全な運営	電気料の高騰や施設の老朽化による維持管理費等の増大により、改良区の財政運営が圧迫されている。	このまま継続	小泉・本沼地区土地改良事業がH30から事業採択となり、益子町土地改良区への補助金を増額した。また、引き続き、益子町土地改良区及び芳賀台地土地改良区の健全な運営確保のために全般的な支援を行う。	小泉・本沼地区土地改良事業がH30から事業が採択となり、今後も引き続き効率的な運営が図れるよう支援する。
95	土地改良区事業計画実施事業	農政課	農業農村整備事業計画を作成し、国庫補助等を活用しながら事業の実施をする。ため池防災ハザードマップ作成。	農業農村整備事業計画を進行管理し農業生産基盤を向上させる。ため池防災ハザードマップを作成し、防災意識を高める。	目標程度	益子町土地改良区事業主体の土地改良施設維持管理適正化事業等農業農村整備事業計画を進行管理し農業生産基盤を向上させることができた。また、小泉本沼地区の畑地帯総合整備事業は、本沼の畑地帯工事に着手した。里西・星の宮地区の地形図作成業務を行った。ため池防災ハザードマップを作成(全ての防災重点ため池)	畑地帯総合整備事業実施にあたっての地元の費用負担。	老朽化、破損した農業施設の確認を行い、計画的な補修が必要である。	このまま継続	県事業主体の畑地帯総合整備事業(小泉・本沼)及びため池整備事業、益子町土地改良区事業主体の農地耕作改善事業等農業農村整備事業計画実施に向けて、農家の合意形成のための支援及び関係機関との連絡調整を図る。また、土地改良事業の要望がある、里西・星の宮地区の説明会等支援を行う。防災重点ため池15箇所の劣化耐震調査を行う。	農業農村整備事業計画を実施するにあたって、農家の合意形成のための支援及び関係機関との連絡調整を図る。防災重点ため池11箇所の劣化耐震調査を行う。
96	農業用施設維持管理事業	農政課	益子西部地区の農道整備及び水路改修	農作業用道路・や水路を支障のない状態にする。	目標程度	早期に発注したため、工期よりも前に工事が完成した。	施設老朽化に対する予算措置	土地改良施設の老朽化	終了・完了		
97	農地農業用施設災害復旧事業	農政課	コンクリートブロック積工による道路及び水路の法面工事 国庫補助工事3か所	台風19号で被災した農作業道路・水路を原形復旧する。	目標程度	再度設計内容を見直し、補正予算を増額した。	早期発注	農地補償	終了・完了		

98	多面的機能支払交付金事業	農政課	多面的機能支払交付金事業の活動組織への支援と助言。	多面的機能支払交付金(25年度までは農地・水保管理支払交付金)事業の適正な執行。	目標程度	地域共同による農地、農業用水等の資源の保管理と農村環境の保全活動の取組を適正に行った。平成26年8月には推進協議会を設置し、職員を雇用や研修会を開催するなど、活動組織への支援の充実に向けた。また、平成30年5月に広域組織を設立し、現在20組織の会計処理を引き受けている。	活動組織の事務の簡素化	活動組織での申請書、報告書作成などが多くなっている。	このまま継続	資源向上(長寿命化)交付金が平成30年度から再開されたため支援を行う。また、引き続き、各活動組織に対し、丁寧な指導助言を行い、事業が円滑に実施されるよう努める。	本事業が平成27年度から法整備されたことにより、更なる効果的な事業となるように努める。
99	青色申告会支援事業	農政課	簿記研修会、指導会、申告受付等を行う。	各農家が簿記帳を通じ、経営内容の正確な把握、経営の合理化、節税をできるようにする。	目標程度	コロナ禍において、感染予防対策を講じるなどし、会員及び指導員の完全確保に努めた。当該年度においても会員の減少が続いており、会の維持運営が今後課題となる。確定申告書等の書類が税務署から送付されなくなったことから、事前に書類を用意し、希望者に配布した。	特になし	農協でもパソコン簿記の指導会を行っていることから、関係機関との連携が必要である。また、指導会未参加の人に対して、引き続き参加を呼び掛ける。	このまま継続	郡・県の指導会に積極的に参加し、指導員の資質向上を図る。また、会員のニーズにあった運営を目指す。	多様化する申告内容や税制改正に対応できるよう、知識の習得・研鑽に努める。
100	農業者年金事業	農政課	保険料の国庫補助対象となる、認定農業者および40歳以下の農業者に対して重点的に加入促進を図る。	国民年金に加えた農業者の老後の備えとするため、税制上島でメリットの多い終身年金である農業者年金の加入を推進する。	目標程度	目標程度の成果を上げることができた。	特になし	加入対象者の減少	このまま継続	今後も引き続き加入促進・広報活動を行う。	引き続き加入促進を図る。
101	農地法に基づく申請支援事業	農政課	申請者に対する必要書類の説明、申請書の受付、許可書の交付及び進達を行う。	申請者に対し、記入方法や必要書類を説明し、申請が滞りなくできるようにする。	目標程度	申請者に対する必要書類の説明、申請書の受付、許可書の交付及び進達を行なった。	特になし	複雑化、多様化する内容に対し、より高度かつ高質な知識の習得が求められる。	このまま継続	分かり易く的確な説明により、申請の不備を防ぐ。	分かり易く的確な説明により、申請の不備を防ぐ。
102	台帳整理事業	農政課	農地台帳の管理、税務課税台帳との突合を行う。証明書等の交付を行う。転用、所有権移転等の台帳処理を管理する。	農地の所在、面積、所有者等の情報を適切に管理するとともに、即時に照会、証明ができる環境を確保する。	目標程度	農地台帳の管理、税務課税台帳との突合、証明書等の交付、転用・所有権移転等の台帳処理を行った。	特になし	住基・課税情報とリンクしておらず、居住地等の把握が困難である。	このまま継続	農地台帳の公開が義務付けられていることから、正確な管理に努める。また、農地情報公開システムの更新を迎えることから事務量の増加が見込まれる。	農地情報の正確な管理に努める。
103	農地の利用状況調査及び指導事業	農政課	年1回、農地の利用状況調査を行い、利用状況の低い農地所有者に対し、農業上の利用の促進を図るため指導等を行う。	農地の利用状況調査及び指導等を行うことにより、農地の遊休化を防ぎ、農地の利用増進を図る。	目標程度	農地の利用状況調査の結果に基づき、利用意向調査を実施した。	特になし	耕作放棄地については、山間部や解消しても耕作に不向きなところがあり、山林化している箇所については非農地化に向けて進めていく必要がある。	このまま継続	自発的解消がされるよう啓蒙活動を実施する。耕作放棄地を解消できるよう引き続き、斡旋活動を実施していく。R3度から呼称統一により荒廃農地(耕作放棄地の定義は廃止)と一本化される。	自発的解消がされるよう啓蒙活動を実施する。
104	農業委員会運営支援事業	農政課	法令業務(農地法、農業経営基盤強化促進法、農業者年金基金法等に基づく業務)、農業振興業務(農地パトロール、農地の利用集積等)、意見の公表建議、答申等を行う。	優良農地を確保し、有効利用及び担い手の確保・育成を目指し、適正な農地行政と農業農村の振興に努め、農業者の生活・地位の向上を図る。	目標以上	複雑多様化する事案に対し、適切な指導に努め、優良農地の確保や担い手の確保・育成を目指し、適正な農地行政と農業農村の振興を図った。また、農業委員の改選にあたり、改選マニュアルを作成し、事務の可視化・効率化に努めた。	特になし	太陽光発電施設や買受適格等に関する農地転用など特殊事案の相談・問い合わせが多い傾向にあり、より高度で多岐にわたる知識が求められていることから今後、関係事務量の増加が見込まれる。	このまま継続	多くの知識を収取り、的確な運営支援を行うことで委員会運営を円滑に行う。	円滑な運営支援を行っていく。
105	タウンプロモーション事業	観光商工課	観光戦略に基づく事業施策の推進。観光プロモーション企画の実施・支援。観光PR(紙媒体及びSNS等を活用した情報発信)により広く益子町の魅力を発信し誘客促進を図る。	益子ファン(関係人口)づくりによる観光客入込数増を図る。滞在型観光地づくりを目指し、滞在時間の延長を図る。地域資源に付加価値を見出し、観光収入の質・単価を向上させる。	目標程度	観光の基幹産業化「観光地域づくり」を図るための観光戦略会議を重ね、益子町のあるべき観光の将来像(観光戦略ビジョン)「幸せなライフスタイルの共有、ましこ」と定義し、その実現のためDMO法人を創立(令和3年3月2日創立)した。誘客事業においては、コロナ禍の影響による「陶器市(春・秋)」の中止「益子×セントアイヴス100年祭事業」の延期の他、「おもてなし振興補助金制度」「ラウンジバケーション交付金」を活用した民間主体のおもてなしイベントがほぼ未実施となり、R3以降においてコロナ対策のうえ、どのように実施出来るかを検討していく。	コロナ禍による陶器市中止をきっかけに、WEB陶器市実行委員会によるオンライン販売が開始されたことは、益子焼をはじめとする地場産業の新たな販路開拓となった。	DMO法人や、観光協会と連携し、効果的な事業運営・情報発信等を行う。	このまま継続	DMO法人を中心に、町内関係機関との事務分担の整理を行いながら、効果的な事業推進体制を整えていく。あわせて、誘客事業「土祭2021」「益子×セントアイヴス100年祭」「おもてなし事業」「ラウンジバケーション事業」を推進し、地域のおもてなし力の向上を図るとともに、点在する豊富な観光資源のネットワーク化、周遊ルートの設定(カフェマップやサイクリングマップ等の活用)に向けた取り組みを行う。観光の基幹産業化をめざし、滞在型観光地づくり及び、インハウント誘客事業に取り組む。	DMO法人を中心とした事業組織を確立し、マーケティング・マネジメントに基づく観光地経営の視点に基づいた観光地づくりを目指す。
106	フォレスト益子活用事業	観光商工課	フォレスト益子及び天体観測施設と益子の森の管理運営、を行う。	国内外観光客の入込数を増やす。おもてなしの精神から接客対応の充実。	目標未達成	フォレスト益子の施設利用者については、R2.2月頃よりコロナ禍の影響を受け、施設利用者数は減少している。宿泊施設においては4/18～5/31まで休業。施設利用者に対しては、拡散防止対策ガイドラインを徹底し、安全な運営を行っている。	フォレスト益子の活用についてのPRの充実。宿泊施設利用者より、wi-fi整備の要望。	展示室については、町の地形や環境について興味を持って立ち寄っていただけのような、四季折々変化のある展示、町内のイベント等とリンクした内容の展示等をするなどの工夫が必要。宿泊・天体観測・食事をセットにしたプランの提案など連携した取り組みが求められる。	このまま継続	益子町、宿泊施設、レストランとの連携を密にして、施設全体のサービス向上と利用者の増加を図る。	継続して施設全体の利便性の向上と魅力アップを図り、利用者の増加・リピーターの創出に努める。
107	消費生活対策事業	観光商工課	芳賀地区消費生活センターでの消費生活相談と多重債務相談。広報での啓発活動。消費生活研究会員や相談員による出前講座の開催。	消費者被害の未然防止と被害者救済のための支援をする。	目標程度	出前講座による啓発活動を寸劇を取り入れ実施したところ、講座参加者から好評を得ることができた。	特になし	電話勧誘トラブル(光回線・電力会社乗り換え等)や通信販売での定期購入販売等のトラブルが増加しているため、広報活動を行いトラブルに巻き込まれないように注意喚起の継続が必要。	このまま継続	消費者問題を未然に防ぐため、啓発活動に力を入れていく。また出前講座などで消費生活センターのPRをするほか、広報等を活用し消費生活関係の啓発活動を進めていく。	広報等を活用し消費生活関係の啓発活動を進めていく。



108	商工業振興事業	観光商工課	企業等の誘致促進、新規事業の創出や空き店舗解消のため、町内で起業する方に対して事業費を補助する。融資制度による保証料や利子補給の補助をすることにより商工業の健全な経営を図る。	町内起業希望者、町内商工業者に対し支援をすることにより産業の振興を図る。	目標程度	起業支援補助金について、3件に補助金を交付した。(飲食業・製造販売業・宿泊業) 起業支援補助金のトータル件数が29件となった。融資については、限度額を1,500万円まで拡充しており、運転資金にも据え置き期間6か月を設けている。(利子補給の補助率は0.5%) 企業誘致推進室を7月に設置し、業務の遂行を図る。	町内で起業したい方の中には、空き店舗情報を求める方がいる。議員の方には、積極的な企業誘致を求める方がいる。議員の方には積極的な企業誘致を求める方がいる。	企業誘致については、リズム時計の跡地やHOYAの隣接地等への誘致をどのように進めていくかが課題。起業家に対しては商工会等での経営指導を促し、健全な経営が継続できるように図っていく。また、空き店舗の情報を求める方からの問い合わせはあるもの、空家バンクに店舗の登録がなく、マッチングがうまくいかないことが課題。	改善して継続	起業支援補助金の補助金申請者が減少傾向にあるため、さらなるPRIに努め利用者の拡大に努める。R2年度より雇用支援奨励金の申請開始しているが、申請がなかったためPRIに努めていく。起業誘致係の人員確保により、積極的に起業誘致に取り組んでいく。	R2年度までの取組を検証しつつ、必要に応じ見直しをしながら、さらに発展させ雇用確保に取り組んでいく。
109	地域通貨事業	観光商工課	地域通貨の発行・販売・換金を行う。	地域通貨の流通を通して、町内における地域活動・ボランティア活動の推進を支援する。	目標程度	新型コロナウイルス対策として、子育て応援手当・ひとり親応援手当・高齢者応援手当の支給が地域通貨でおこなわれた。	特になし	プレミアム商品券と同じ使用方法とされている方が多いため、循環していないことが課題。まじほポイントへ地域通貨を移行させていきたい。2023年3月までに完全移行できるかが課題。	改善して継続	各課で予算化している地域通貨を地域ポイントへ移行してもらうため、スムーズな移行ができるような方法を検討し、協力を得られるように図っていく。	まじほポイントへ移行できるように図っていく。
110	就業支援・雇用創出事業	観光商工課	事業者・求職者・創業希望者のためのセミナーを開催し、雇用拡大・就職促進・雇用創出を図るため、セミナーや就職面接会を開催する。若年者の正規雇用拡大と地元への定着を支援するため、奨励金を交付する。	町内事業者の地域雇用を支援するとともに、求職者の地元就職者を増やす。	目標未達成	コロナ過であったが、求職者や起業希望者が就職するため、起業するために必要な知識を学ぶためのセミナーを開催した。合同就職面接会を3町(益子町・市貝町・茂木町)と合同で実施予定であったが、緊急事態宣言により急遽中止とした。	4町での合同就職面接会の継続	定員を超えるセミナーもある一方で、定員に満たないセミナーもあるため、ニーズに応じたセミナーの開催。	改善して継続	益子町商工会と連携し、受講者のニーズに合わせた講座内容の検討。合同就職面接会を4町で実施予定であるため、スムーズな開催に向けて連携していく。雇用支援奨励金の制度の周知と事務処理ができるように図っていく。	令和2年度までの取組を検証しつつ、必要に応じ見直しをしながら、さらに発展させ就労支援・雇用確保に取り組んでいく。
111	益子町文化のまちづくり事業	観光商工課	益子町文化のまちづくり事業として、美術館事業では企画展を開催、交流事業においては、国内及び海外作家の招聘公募をおこなう。	陶芸文化の担い手を輩出し、益子焼の飛躍に貢献する。	目標未達成	益子国際工芸交流事業は、コロナ禍の影響により外国人作家の滞在事業を行うことが出来なかったが、これまでの交流事業の成果展を基に「5年間展」を開催することが出来た。	特になし	益子陶芸美術館事業の企画は外国人作家の滞在事業を中心として行ってきたが、コロナ禍の中で招聘作家や公募作家の滞在は難しい状況にある。海外に限らず国内作家の滞在事業についても検討する必要がある。	改善して継続	「益子×セントアイブス100年祭」、「土祭」が今年度で開催されることを視野に入れ連携しながら事業を行っていく。	町の文化・観光政策と連携をしながら、施設の役割を考えながら運営をしていく。
112	法定外公共物管理に関する事業	建設課	境界確認申請の際に道水路の幅員を確保する。用途廃止申請についての処理を行う。使用許可申請についての処理を行う。	法定外公共物を適正に管理する。	目標程度	境界確定資料電子化により事務作業の効率を図られた。	境界の確認や使用許可の申請、ニーズは毎年一定数見込まれる。	法定外公共物の境界確認において、現地が公図や測量図等と一致しない場合が多くあり、境界を確定するのに時間を要する場合がある。	このまま継続	境界の確認及び使用許可の発行を行い、法定外道路の適正な管理をしていく。	法定外公共物の適正な管理を行う。
113	道路及び河川の維持管理に関する事業	建設課	道路・河川の保全に関する計画の立案、維持補修工事の実施、道路の除雪の実施、自治会等で道路を補修するための砕石・コンクリートなどの支給を行う。	道路及び河川の維持管理を行い、町民が安全で利用しやすい状態を保つ。	目標程度	維持工事の一括発注方式を3地区、前期と後期の2回に分けて実施した。修繕箇所を把握し、安全性・経済性を考慮して優先順位を持って対応した。結果、(6契約、90箇所) 橋梁長寿命化計画に基づき1橋の橋梁補修を実施した。	舗装補修のニーズが特に多く、ほかに側溝清掃、法面補修などのニーズが約310件を上回る。	維持工事を一括発注方式で、迅速に対応でき効率性が向上したので継続していく。運搬業者による、道路の破損事象が発生しており、今後、対応に当たるとともに道路修繕のパトロールを強化していく。	このまま継続	修繕箇所を把握し優先順位をつけ、同コストでより適正な維持管理を行う。また、橋梁修繕で、徒士橋、百目鬼橋の改修工事を行う。維持管理工事の一括発注方式を今後とも継続したい。運搬車両等の通行が頻繁な町道が発見された場合、よりパトロールを強化する。	修繕箇所を把握し、優先順位を付けたうえで、維持工事の一括発注方式実施により、迅速で適正な維持管理を行っていく。橋梁補修については予防保全型管理の観点から、橋梁長寿命化計画修繕画に基いて補修を行っていく。また、舗装についても計画に基づいた維持管理を実施する。
114	町道の用地管理に関する事業	建設課	町道の境界確認・登記関連事務及び町道用地買収並びに道路占用に関わる事務をする。	町道と民地との境界確認及び道路台帳などで管理する。また、道路占用許可については占用料を徴収する。	目標程度	境界確定資料の電子化により事務作業の効率を図られた。	境界の確認や占用許可の申請、ニーズは毎年一定数見込まれている。	現況は町道となっているが、未登記の箇所があるため、境界の確認、分筆登記の処理が必要。	このまま継続	町道と用地との境界確認及び道路台帳整備を行う。町道の未登記処理を行い適切な道路用地の管理を行う。境界確認申請について町道と法定外公共物の管理の効率化を図っていく。	町道用地の未登記箇所を調査し処理を行っていく。道路用地の適切な管理を行い、事務作業の更なる効率化を図る。
115	道路整備事業及び関連協議会事務に関する事業	建設課	道路新設改良に必要な測量設計、用地取得、工事を行う。また、道路関連協議会等に関する事務を行う。	幅員が狭小な道路や通行量が多い道路に対して、道路拡幅の改良、歩道の設置を行うことで安全性の確保や通行性の向上を図る。	目標未達成	町道170号一の沢円道寺線(仮称)の測量設計を行った。町道18号七井大平線の用地・補償業務を行い、用地、補償の交渉を開始した。	道路改良の要望だけではなく、歩行者、自転車のためのスペースを確保した道路の整備が望まれている。新規道路改良路線について早期実施を希望するニーズが多くある。	道路は日常生活をするうえで、必要不可欠なものである。車社会の中で、歩行者の安全性や良好な通行性の確保を求められる一方で現況の道路はそういったニーズを満たす状態に至っていない。また、社会情勢等の変化により道路整備の要望も常に変化しているため、「益子町道路整備指針」を見直し、検討する必要があると考えられる。	このまま継続	全体の道路整備計画については、「益子町道路整備指針」を見直し優先順位を決定し、整備を進めていく。町道18号七井大平線については用地・補償交渉を進め、3年度前半で用地等を取得し、通学路整備工事を完成させる。また、新規路線町道170号一の沢円道寺線(仮称)については測量設計・用地補償業務を進め、工事実施に向けて進めていく。町道155号参考館線については設計業務を行う。	引き続き幅員が狭小な道路や通行量が多い道路に対して、道路拡幅の改良工事や、歩道の設置を行うことで道路の安全性の確保や通行性の向上を図る。

116	都市計画企画調整事業	建設課	都市計画図閲覧、用途地域等証明書発行等窓口業務及び、都市計画審議会の実施。建築確認受付、屋外広告物許可申請等。昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅に対し、耐震診断や建替改修費の一部を助成するもの。	都市計画事業を円滑に進めること。法の遵守による適正な建築等により、住民の安全で快適な生活を守る。益子町建築物耐震促進計画(二期計画)の住宅の耐震化率95%達成に向け、耐震診断や改修等費用の負担軽減を図るもの。	目標程度	屋外広告物の申請受付、建築確認申請受付などの多種申請業務の実施。耐震アドバイザーや耐震建替制度の利用促進のため、広報誌、ポスティングにより、周知した。ランドスケープ計画推進のため、全体報告会、田野、益子、七井地区の報告会、関係者との打合せを実施した。	議会より、ランドスケープデザインについて、本計画策定後、住民への周知徹底を図られたとの意見があった。	窓口に関しては各種申請、相談に伴う専門的な知識の習得。耐震改修等の町民の防災意識の低さが問題であり、これからどのようにして身近な問題として耐震に関する意識向上を図るかが今後の課題。ランドスケープ評議会を設置し、ランドスケープ計画の推進、検証、計画の見直し等を行っていく。	このまま継続	多様な申請に対応できるようにする。今後も耐震アドバイザー派遣事業を実施し、専門家から助言を受けることにより、耐震に関する意識向上を図る。益子町ランドスケープ計画を進めるため、組織づくりや各地区のワークショップを行います。	今後の都市計画業務拡大により、計画的な事務手続きを行っていく。
117	都市計画建設事業	建設課	都市計画道路や都市施設の整備・維持を行う。また、必要に応じ、都市計画施設の決定や変更をするため、都市計画審議会にて審議を諮る。役場周辺土地区画整理組合を設立し、組合事業と周辺整備を進めていく。	計画にもとづいた事業選定や、事業の見直しを適宜おこない、都市計画事業の円滑な運営を図る。土地区画整理事業の事業化	目標程度	R2.4.26に益子町役場周辺土地区画整理組合が設立した。	地元関係者から役場周辺土地区画整理事業について、早期の整備要望あり。	地権者の約1割が未同意となっている。益子都市計画マスタープランにあるコンパクトなまちづくりに向けて、立地適正化計画を作成する。	改善して継続	組合ではR3.秋に仮換地(案)を組合員に提示予定であるため、未同意者対応も含めサポートしていく。併せて役場周辺整備に係る都市再生整備計画事業を検討・実施していく。	役場周辺整備事業を実施するため、組合と連携して導入していく。令和3-4年で立地適正化計画を策定する。
118	公共下水道整備事業	建設課	社会資本総合整備計画(R2~R6の5年計画)に基づき、住民の要望や財政計画等を検討し、計画的・効率的に費用対効果を前提に整備事業を進める。	住民が下水道を利用することにより、公共用水域の水質がきれいになり、衛生的で快適な生活を営むことができる。	目標程度	整備目標を達成することができた。また、R1までに整備完了した塙地区を中心に、接続世帯数も増加した。H30までに整備完了した未接続世帯への接続あっせんを行い、接続啓発に努めた。	塙地区については今なお早期整備要望が強い傾向にある。新たに供用開始した区域における接続促進。	塙地区について、より計画的に整備が進められるよう事業費の予算確保に努める。また、未償還金の残高及び今後浄化センター増設工事に伴い、さらに未償還金が増えていくことが予想されるため収支のバランスを見ながら事業を進めていくこととする。さらに、水洗化率向上のため引き続き接続啓発に努める。	このまま継続	社会資本総合整備計画(R2~R6の5年計画)に基づき、住民の要望や財政計画を勘案しながら、費用対効果を前提に塙地区整備事業を計画的・効率的に進める。具体的には、H26年度から整備を開始した塙地区について計画的に事業を進めていく。また、R3年度は浄化センター増設工事を実施し、さらに、浄化センターの耐水化計画を策定する。未接続世帯については接続促進のための補助制度を検討する。	役場周辺土地区画整理事業の進捗状況を注視しながらも、塙地区の整備については、補助金の配分を見ながら引き続き計画的に事業を進めていく。未接続世帯については引き続き接続啓発に努めていく。また、新たに供用開始した区域については、益子町管工事組合と協力し接続啓発に努める。
119	公共下水道維持管理事業	建設課	下水道管路やマンホールポンプ施設の維持管理及び補修を行う。益子浄化センターの維持管理及び補修を行う。	下水道管路やマンホールポンプ施設及び益子浄化センターを順調に稼働させて、下水道を使用している家庭からの汚水を排除できるようにする。	目標以上	昨年度実施した流量調査結果及びストックマネジメント計画に基づきテレビカメラ調査を実施した。次年度も当該計画に基づき継続してテレビカメラ調査を行う。	ストックマネジメント計画については、計画年度中間で改善等の見直し、評価等を実施し、計画目標との数値にかい離が生じないように事業運営を図られた。	供用開始から30年が経過しているもので、終末処理場における機器更新があるのでストックマネジメント計画に沿った修繕改築工事を行う必要がある。また、管路施設については老朽化による不明水の浸入等があるので、テレビカメラ調査により、修繕改築計画を策定し長寿命化対策を行っていく必要がある。	このまま継続	維持管理については専門的知識及び専門資格を有する業者に委託している状況だが、包括的民間委託を活用し、維持管理費の抑制に努める。施設の老朽化対策として、昨年度から引き続きストックマネジメント計画の位置づけられた管路施設調査を実施する。調査結果により緊急的な補修が必要な箇所については補修対応を行い、布設管きよの不明水対策を推進する。	維持管理費・委託費の人件費抑制に努め、ストックマネジメント計画により施設の該当箇所を修繕に努める。現地踏査やテレビカメラ調査により不明水の流入状況を把握し、計画的に既布設管渠の不明水対策を実施する。
120	公共下水道業務運営事業	建設課	受益者負担金の賦課徴収事務、下水道使用料の賦課徴収事務、滞納整理事務、下水道への早期接続のための啓蒙活動等を行う。	公共下水道事業を円滑に運営し、受益者負担金の賦課徴収及び下水道使用料の賦課徴収事務を円滑に実施し、滞納額の減少を図る。	目標程度	公共下水道賦課件数については、目標を上回ることができた。徴収率については現年度分及び滞納分の未納が増加しないよう電話による催告を実施し、督促等徴収率の向上に努めた。	下水道使用料、受益者負担金の未収金の圧縮に努めること。	新型コロナウイルスの影響による受益者負担金・下水道使用料の徴収率の低下が懸念される。	改善して継続	公共下水道事業特別会計の公営企業の法適用化に向けて、固定資産台帳整備や会計システムを導入する。滞納世帯・未納世帯への催告を強化し、納付の促進を図り、収納率の向上に努める。	公営企業の法適用への目標移行年度である令和6年度へ向け、令和2年度に策定した基本方針に基づいて固定資産台帳や会計システムの整備を進める。滞納世帯・未納世帯への催告を強化し、納付の促進を図り、収納率の向上に努める。
121	農業集落排水施設維持管理事業	建設課	下水道管路やマンホールポンプ施設の維持管理及び補修。農業集落排水処理施設の維持管理及び補修。	下水道管路やマンホールポンプ施設及び処理場を順調に稼働させて、農業集落排水処理施設を使用している家庭からの汚水を排除できるようにする。	目標程度	水処理施設の維持管理及び機械装置の交換や修繕など必要に応じた補修の実施。また、不明水対策のため管路施設のテレビカメラ調査を行った。	維持管理費等の経費削減。費用対効果を前提に事業を進める。	標準耐用年数経過により機器の修繕費の増大が懸念される。さらに不明水対策が必要である。	改善して継続	前年度実施した管路施設のテレビカメラ調査の結果をもとに、不明水の流入のおそれがある箇所に対して修繕工事を実施する。	費用対効果を前提に事業を進め、維持管理費等の経費削減を図る。計画的に既布設管渠の不明水対策を講じる。
122	農業集落排水運営事業	建設課	使用料の賦課徴収事務を円滑に実施するとともに滞納者については、催告を実施し、使用料の滞納額減少に努める。	農業集落排水事業を円滑に運営し、農業集落排水への早期接続の啓発に努める。また、使用料の賦課徴収事務を円滑に実施し、滞納額の減少を図る。	目標程度	農業集落排水使用料の賦課件数については目標より上回ることができた。施設使用料徴収率については催告を実施し、収納率の向上に努める。	使用料の未収金の圧縮を図りたい。	今後も新型コロナウイルスの影響により施設使用料の徴収率の低下が懸念される。	このまま継続	農業集落排水事業特別会計の公営企業の法適用化に向けて、固定資産台帳整備や会計システムを導入する。滞納・未納世帯への催告を実施し、施設使用料の収納率の向上に努める。	公営企業の法適用への目標移行年度である令和6年度に向けて、令和2年度に策定した基本方針に基づいて固定資産台帳や会計システムの整備を進める。滞納・未納世帯への催告を実施し、施設使用料の収納率の向上に努める。
123	浄化槽普及促進事業	建設課	循環型社会形成推進地域計画(R1~R5の5年計画)に基づき、浄化槽の計画的な整備を進めていく。町補助金申請者に対し、適切な書類審査・現場確認検査を実施し補助金を交付する。	公共下水道及び農業集落排水の処理区域外の住民が浄化槽を設置することにより、公共用水域の水質を改善し、衛生的で快適な生活を継続させる。	目標未達成	浄化槽設置件数については計画である72基のうち43基について補助金を交付した。合併浄化槽補助金の相談において、窓口対応のほか電話やファクシミリでも対応した。国の浄化槽法の改正により、補助要件が変更になった。国の補助対象外の方にも町の補助を受けられるように内規を定めた。	特になし	国の補助制度の改正があり、令和2年度より町の補助制度の内容を見直しを行った。国の方針についても、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を推進しているため、広報や周知に努めている。	このまま継続	国の補助制度の改正にあわせ、町の補助制度の見直しを行ったので、住民や浄化槽設置業者に対して、町の補助対象内容について判断しやすさのよう分かり易く周知していく。浄化槽の維持管理について指導強化に努める。単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について啓もう活動を実施していく。	住民や浄化槽の設置業者に対しての町の補助対象の内容を周知する。浄化槽設置者に対しては、維持管理について指導強化に努める。

124	地籍調査事業	建設課	一筆ごとの土地について調査を行い、所在、地番、地目、面積、筆界を明確にし、地籍図・地籍簿を作成する。地籍図・地籍簿を登記所に送付し、登記に反映させる。	土地の地籍を明確にすることにより、土地取引の円滑化、境界紛争の防止、災害復旧をはじめとした公共事業等の迅速化、課税の適正化等に寄与する。	目標程度	新規地区の山本XⅢ、前沢Ⅰ、大沢Ⅰ地区は基準点設置・一筆地調査・一筆地測量を、継続地区の山本X～Ⅻ地区は地籍図・地籍簿の作成、閲覧を計画通り実施済みであります。新規地区及び継続地区2地区の事業費については、国庫補助金の配分率が年々低下している中、前年度末の国庫補助補正予算が満額確保できたので、例年よりも広い面積を早期に着手することができ、効率性の向上に繋がった。閲覧については、前年度同様に業務の一部を町職員が担うことにより、標準委託費との比較では大幅にコスト削減に努めることができた。	実施時期の問合せや早期実施についての要望がしばしばあった。議会から進捗状況や今後の予定の確認があった。	山本Ⅻ地区で1件筆界未定が生じ、法定外公共物(道)を挟み宅地と畑1筆ずつ筆界の入らない地籍図を作成。山林部分については、境界を把握している方が高齢化しており、国が優先的に事業推進している土砂災害警戒区域等に指定されている地区が多いため、早期に実施することが望まれる。全地区完了するには、多大な費用と時間がかかる。町の要望どおり国庫費が確保されるかは不透明である。	このまま継続	R3年度新規地区1地区(上大羽Ⅰ地区)及び継続地区2地区(山本XⅢ、前沢Ⅰ地区)の事業費については、R2年度の国庫補助補正予算を確保することができたため、R2年度予算からの繰越により実事業費は増加する。R2年度補正予算を確保できなかった新規地区2地区(前沢Ⅱ、大沢Ⅱ地区)及び継続地区1地区(大沢Ⅰ地区)を含め、新規地区及び継続地区をそれぞれ3地区ずつ実施するとともに、3年目の3地区(山本X～Ⅻ地区)については、6月末までに国・県へ認証請求を行い、認証を受けた後速やかに法務局に提出する。	R2年5月に国が策定した第7次国土調査事業10箇年計画及び第3期まじこ未来計画に基づき事業を推進していく。国では土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の災害が想定される区域を最優先に、次に社会資本整備総合交付金事業関連区域を優先配分することを示している。そのため、関連の無い区域については国庫補助の確保が困難になることが懸念されるが、地図混乱区域については早期に実施できるよう県、国に対し粘り強く働きかけをしていく。また、国有林隣接区域については国と事前協議を行い、地籍調査に入る前年度までに境界検測を実施いただくが、それには国で相当の予算確保が必要となるため、計画的かつ継続的に実施していく。
125	支出事務事業	会計課	法令等に従う適正な支払処理が行われているかの審査、正確で効率的な支払処理の執行。	適正な支払審査と、正確な支出。	目標程度	支払方法(口座振込・用紙振込・現金払等)全体の口座振込件数の割合を目標8割としているが、達成ならなかった。公金の安全・明瞭な支払方法として、口座振込を推奨するよう各課担当を通してすすめていく。新型コロナウイルス給付金の関係で口座振込件数が増加した。口座番号再調査数(=口座振込不能件数)については再調査の結果全件振込みされているため問題なしとする。	特になし	正確な口座情報の収集・入力に努める。支払方法に関して、現金払から口座振込へ推進(資金前渡払を除く)し、効率化に向けて取り組む。	このまま継続	正確な口座情報の収集・入力に努める。支払方法に関して、現金払から口座振込へ推進(資金前渡払を除く)し、効率化に向けて取り組む。	継続して実施する。
126	収入事務事業	会計課	町税等を正しく受領し収納する。収納された公金を会計・科目別に整理し、正確・迅速に出納管理をし日計を確定させる。	公金収納整理を行い、日計・月計・決算に結びつける。	目標程度	公金収納の手段として、窓口収納から口座コンビニ収納に移行している傾向にあり、収納の利便性と事務の効率化が図られている。	特になし	町税等の収納において、正確性の確保を最優先し、窓口での町公金等の受領・日計整理事務を関係課と連携を図りながら円滑に進めていく。	このまま継続	町民の方への窓口対応をはじめ、各関係課との連携を図りながら、収納業務が円滑に進められるように努める。	継続して実施する。
127	決算等の検査事務	会計課	例月検査を行い、出納閉鎖後3カ月以内に歳入・歳出額の照合・確認を行い、決算額の整理を行う。	議会の承認を得るために、当該年度の決算額の確定をおこなう。	目標程度	例月検査、決算審査にて審査を受け、監査委員から予算通り正確に収入・支出処理が行われているかの承認を受ける。監査を受けることで、事務処理の正確性を保つ事が出来る。	特になし	例月検査・決算審査にて監査委員より指摘された内容を公表出来る範囲で周知し、適正な収支執行処理を徹底していく。	このまま継続	適正な収納・支払が行われているか個票の審査を的確に行う。正確に例月検査資料を作成するため、月計収支額と各項数値との整合性を確認する。	継続して実施する。
128	議会運営事業	議会事務局	定例会、臨時会、常任委員会等の開催。議員研修の日程や視察先との連絡調整。	住民の代表である議員が、執行機関の行政運営を正確に把握、監視し、更に効果的な政策提言を行える。	目標程度	議場の様子を1階ロビーのモニターで放映し、3階まで行かなくても本会議の様子を視聴できるようにしている。新型コロナウイルスの影響で今年度は議員研修を中止とした。議会活性化検討委員会において引き続き議員定数及び報酬等の協議を行い、長期欠席の議員の報酬の減額について条例の一部改正を議員発議で行った。また、議員会主催で議会の役割、地方議会をめぐる現状と課題等の研修、笠間市日本遺産構成文化財視察研修を行った。本会議傍聴は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、傍聴中止や傍聴席制限を行ったため人数が例年よりも減少した。	階段を上るのが大変。エレベーターの設置を望む。	議員の資質向上が求められる。	改善して継続	議員間研修及び議員間討論の場を増やし、議員の質をより高めていく。視察研修の成果を一般質問や政策提言に生かす。	前年度の事業内容に改善を加えて実施していく。
129	議会広報事業	議会事務局	定例会ごとに議会だよりを発行し、全世帯に配布。議会の審議内容や議員の一般質問等活動の周知を図る。HPIに議会の情報や会議録を掲載する。	町民が議会の役割について知り、議員の活動の理解を深める。また、町全体の行政の内容についても関心をもつ。	目標程度	9月定例会から一般質問の映像をDVD化し、中央公民館図書室での貸し出しを開始した。全国町村議会広報研修会が新型コロナウイルスの影響により動画配信での開催となったため、広報広聴常任委員会の委員各自が動画視聴での研修を行った。新型コロナウイルス感染拡大防止のため議会報告会及び意見交換会は中止としたが、町民から書面での意見を求めた。	特になし	議会だよりについて、より見やすくするためレイアウト等の改善が必要である。	改善して継続	議会だよりについて先進事例を研究し、レイアウト等の改善を行う。議会報告会及び意見交換会の実施方法について他市町を参考にし、より多くの町民の意見を吸い上げられるようにする。	前年度の事業内容に改善を加えて実施していく。
130	監査運営事業	議会事務局	会計管理者から提出された各種資料に基づく計数の調査、現金管理状況と現金残高の確認を行う。企画課長から各種契約状況について説明を受け、必要に応じて書類の確認を行う。	地方自治法等に則した例月出納検査等を、監査委員が円滑に実施する。	目標程度	新型コロナウイルスの影響により県・郡主催の監査委員研修は中止となったが、全国の研修が動画配信となったため、各自、動画視聴による研修を行った。昨年に引き続き、決算審査の日程を増やし、特別会計の審査日を別に設けた。	特になし	実践的な研修の機会がない。	改善して継続	監査基準及び実施要領に基づき、適切かつ有効な監査を行う。積極的に研修に参加し、監査委員の質を高める。	前年度の事業内容に改善を加えて実施していく。
131	教育委員会運営事業	学校教育課	定例会教育委員会の開催、教育委員会活動の点検・評価、委員研修を実施する。	教育委員会の円滑な運営を支援する。	目標程度	定例委員会を12回・臨時会を3回開催した。今年度は、関東甲信越静教育委員連合会総会の中止をはじめ、県、及び郡教育委員研修もすべて中止となり、通常の活動を行えなかったが、教育委員の研修については、毎回の定例会開催時において実施した。	特になし	今年度はコロナ禍のため定例会以外の出席はなかったが、通常は定例会や研修会のほかにも委員が出席する行事などが多いため、委員の負担が大きい。	このまま継続	教育委員会の各施策・事業について点検・評価を行い、見直し改善することによって、効果的な教育行政の推進を図る。	教育委員会事務局は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に依るところが大きいため、国の動向を見極めながら効率的な事務運営に努める。

132	学校施設の維持管理	学校教育課	校舎や体育館等の定期的な点検と計画的な改修を行う。また、緊急的なものは随時修繕を実施する。簡易な修繕は学校配置職員が実施し、専門的な修繕や施設整備等の業務については業者に委託する。	学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の緊急避難場所として使用されることから、安全性や衛生面の確保が重要であり、計画に沿った施設等の修繕等を行う。	目標以上	各学校の修繕要望を取りまとめ、教育環境の向上につながるよう配慮しながら修繕等を行った。主な内容として、GIGAスクール構想の一環として、普通教室及び特別教室に情報通信ネットワーク環境施設整備事業を施工した。	特になし	施設の老朽化が進んでいるため、今後、維持管理費の増加が見込まれる。	このまま継続	各学校からの要望を踏まえながら、実態を把握した上で緊急性の高いものから順次修繕を行う。また、現在施工中の空調設備を今夏までに設置し、教育環境の向上を図る。学校施設等の現状を把握し、今後の施設整備の方針について検討を行い、学校施設の長寿命化計画を策定する。	学校施設の長寿命化計画に基づき、トータルコストの縮減等を考慮しながら、効率的な施設整備を進める。
133	庶務管理係事務	学校教育課	スクールバス管理運行业務を実施する。奨学金事務を行う。表彰に関する事務を行う。	登下校時の児童の安全を確保する。優秀な学生で経済的な理由により修学できない者に資金を貸与し、広く人財育成する。町規程に基づき表彰を行う。	目標程度	田野小学校区内3コース、益子小学校区内2コース、七井小学校区内2コースでスクールバスの運行を行った。奨学金の滞納者に対し、手紙や電話、訪問で督促を行った。	特になし	奨学金の貸与者の推移は、全体的に減少傾向となっているため、利用促進のためのPRが必要である。	このまま継続	R3年度～R5年度のスクールバス運行に向け、検討委員会を行う。奨学金利用促進のPRを行うとともに、滞納者への督促を行う。	令和元年度の内容を継続して進める。
134	小中学校運営事業	学校教育課	各小中学校の消耗品や、備品等をはじめとする教育分野の支出を統括する。各小中学校に技手を1名ずつ配置する。	児童生徒の円滑な学校生活を推進する。	目標程度	各学校からの要望をとりまとめたうえで予算編成を行い、消耗品及び備品の配備を行った。また、GIGAスクール構想の一環として、各小中学校に1人1台のタブレット配備を行った。	特になし	備品の老朽化が目立ち、修繕や新規購入の要望が多いが、全てに応じることが難しい。	改善して継続	各学校のヒアリングを通じて需要の把握に努め、適切な予算執行を行う。	円滑な学校運営ができるよう、各学校のヒアリングを通じて要望を把握し、適切な予算編成を行う。児童生徒用の机・イスについては、現状を把握しながら計画的な導入を行う。
135	学力向上支援事業	学校教育課	小3・中1(4月)、小全学年(1月)で学力調査を実施する。外国語推進事業を実施する。英検検定料補助金交付事業を実施する。ICT教育の推進をする。中学生海外派遣事業を実施する。	学力調査を実施することにより、児童生徒の学力や学習の状況等を把握し、学習指導における改善をし、学力向上を図る。外国語推進事業や中学生海外派遣事業を通し、国際的コミュニケーション能力を高める。	目標未達成	校内研究授業及び授業研究会については各校で実施できたが、全国学力・学習状況調査は新型コロナウイルス感染症の影響で未実施だったため、成果指標がとれなかった。また、外国語活動推進委員会を中心に、年間指導計画の見直しや新型コロナウイルス感染症予防を図った上での授業工夫を実施した。英検については、新型コロナウイルス感染症のため、例年より受験する生徒が少なかった。	特になし	全国・県平均の正答率を上回る成果を上げている学年や教科、領域もある一方、課題のある部分もある。小学校外国語科及び外国語活動の授業数を年間246時間にし、聞くこと、話すこと(発表、やりとり)、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の育成に努めてきたが、新型コロナウイルス感染症の影響で英検の受験者数が落ち込み、中学校における英検3級取得率の目標値に達することができなかった。	このまま継続	・英検検定料補助金交付事業 全額補助 ・学力向上について、PDCAサイクルを複数回実施し、児童生徒一人ひとりに結果をフィードバックすると同時に、指導者自らの指導改善を図る取組を行い、更に学力を向上できるように支援していく。また、GIGA事業における1人1台端末を授業の中で効果的に活用し、学力向上が図れるよう学校への支援を行う。	前年度の内容を継続して進める。
136	児童生徒の就学支援事業	学校教育課	要保護・準要保護児童生徒、特別支援学級の在籍児童生徒等の保護者に対し、学用品費等の支援をする。学校に指導助手、非常勤講師を配置する。つばさ教室により児童生徒の学校復帰を目指す。	保護者の経済的な負担の軽減、児童生徒の学習内容の向上、不登校児童生徒に係る学校復帰の支援体制整備等を行い、児童生徒が安心して就学できるようにする。	目標程度	・要・準要保護就学援助においては、就学援助事務マニュアルを改訂し、事務処理の手続き等の明確化・効率化を図った。 ・特別支援教育においては、教育支援委員会での判定やその後の教育相談の結果を基に、児童生徒に最も適切な判定を行うことができた。 ・指導助手を16人配置し、児童生徒にきめ細かな指導ができた。	特になし	・就学援助会議を廃止した分、民生委員及び学校とこれまで以上に連携し、児童生徒の現状把握に努める。	このまま継続	・生活保護法の改正等の動向を注視し、必要に応じて要保護・準要保護児童生徒就学援助費交付要綱の見直しを行う。 ・指導助手は前年度と同人数配置する。	前年度の内容を継続して進める。
137	学校安全体制整備関連事業	学校教育課	スクールガードリーダーを中心に、スクールガードによる登下校中の立哨や巡回活動によって、児童生徒の安全を確保する。	通行車輛または不審者等から児童生徒を守るために、学校内や登下校時の安全を確保する。	目標程度	スクールガードが年間1人当たり平均208日、登下校中の児童生徒へ見守り活動を行ったため、重大な事故の発生はなかった。スクールガードの人数を増加させるため、各小学校1日入学時に保護者宛に募集案内を配布したり、年度末時期に各自治会宛全戸回覧による【新規スクールガード勧誘チラシ】を配布し周知に努めた。またH30年度から引き続き、スクールガード登録時に【益子町健幸ポイント】付与。	町民から歩道整備や防犯灯の設置等、危険箇所への要望がある。	スクールガードの高齢化や新規人員確保が課題である。	このまま継続	・通学路の安全安心を高めるため、益子町通学路安全対策推進協議会と連携しながら、学校・警察・道路管理者・スクールガードリーダーが丸ごととなり、危険箇所の把握や合同点検並びに安全対策を進めていく。また新規スクールガードの確保に努める。	通学路における児童生徒の安全対策については、町民・議会から年々ニーズが高まっていることから、危険箇所の把握や地元からの要望をしっかりと受け止め、関係機関へ積極的に伝えていく。
138	学校関連調査報告事務事業	学校教育課	各関係機関との調査・報告関係事務。教科書・一般図書等の無償給与事務。児童生徒の学籍・就学関係事務。学校保健関係事務。	学校関係の調査・研修の実施により教職員の資質の向上を図る。また、転出・転入・新規入学の児童生徒をスムーズに学校へ就学させる。	目標程度	・教科書無償給与事務について、学校現場で教科書給与システムの不具合が生じたが、大きな問題も生じず、スムーズに事務を遂行することが出来た。また、業務については増加傾向にある。特に調査報告関係事務が例年増加しており、比重が大きい。一般企業や業者等の任意アンケート等には必要なもののみ処理した。(平成29年度より、学校保健関連事務事業は学校関連調査報告事務事業へ移行。)	学校現場から調査業務が多いという声があがっている。	国や県からの調査業務を削減してもらったことが課題である。	このまま継続	学校教員が回答に要する調査時間に余裕を持たせるため、国や県からの調査依頼は、速やかに学校へ送付し、回答期間を長めに設定する。また、紙媒体ではなくできるだけデータで業務のやりとりを行い、添付書類においても国・県からの通知が重複している場合は、必要文書を取捨選択し送付し簡素化を図る。一般企業や業者等の任意アンケート等については、次年度においても、業務上必要な場合のみ回答をする。	教員の長時間勤務および多忙化解消に繋がるよう、教員との連携を密にし、調査事務の効率化を図る。

139	心身育成支援事業	学校教育課	学校司書配置事業、文化芸術による子供の育成事業、宿泊体験学習、文化部活動外部指導者、hyper-QU等、多方面の事業により児童生徒の心身を育成する。	心身ともに健康で、動く豊かな心を持った児童生徒を育成する。	目標未達成	・図書館環境の整備、図書の維持管理の充実、授業等での学校図書館・図書の活用、ボランティアや図書係との連携等、多くの成果があった。 ・文化芸術事業については3校内定していたが、新型コロナウイルス感染症対策のため2校が中止となり、実施は1校のみとどまった。 ・臨海自然教室は新型コロナウイルス感染症対策のため町内4小学校すべてにおいて中止となった。	特になし	・文化芸術事業については感染症対策を万全にした上で実施できるよう、積極的に働きかけを行う。 ・臨海自然教室については感染症対策と体験活動の両立について引き続き慎重に判断する必要がある。	このまま継続	・学校司書を配置し、学校図書館環境や図書活動等の充実を図る。 ・文化芸術による子供の育成事業や臨海自然教室については、感染リスクを最小限にししながら十分な教育活動を行えるよう、感染症対策を徹底した上での実施を校長会等で呼びかける。	・学校司書を活用し、学校図書館の充実を図る。 ・全年度の内容を継続して進める。
140	給食センターの維持管理事業	学校教育課	調理及び配送業務は民間委託をしている。1,933食/日 年間給食日数 198日	町内小中学校の児童生徒に、安全・安心で栄養バランスのとれた給食を提供する。	目標程度	令和元年度で5年間の調理業務等民間委託が終了し、第3期目(令和2年度から5年間)の民間委託が開始された。指名型プロポーザル方式により(株)メフォスに民間委託しているが、大きな事故等なく円滑に給食の提供をすることができた。また、国・県で実施している調査「学校給食栄養報告」に使用するデータとして残量調査を行っているが、コロナの影響で「学校給食栄養報告」が中止となったため、残量調査も中止した。	地産地消の向上を図り、食育の推進に努める。 安心・安全で栄養バランスのとれた、おいしい給食を提供する。	地産地消率は前年度に比べ上昇したが、生産者が露地栽培の野菜中心のため、時期によってばらつきがある。	改善して継続	地産地消率は、3月から4月頃に落ち込み、時期によるばらつきがある。JA・県・生産者などと需要と供給について連携をとり、地場農産物の利用拡大を図っていきたい。天候不順による地場産物不足、価格高騰にも適切に対応していきたい。 また、異物混入、食中毒等の事故がないよう委託業者である(株)メフォスと緊密に連携し、衛生管理の充実を図る。	給食センターは平成14年に建設され、15年以上経過しているため建物や調理機器の修繕等が増えてきている。計画的な修繕や、調理機器等の入れ替えを考えていきたい。
141	生涯学習課運営事務	生涯学習課	生涯学習課の事務事業の調整	生涯学習課内全体の事務事業を適切に設定する。	目標程度	3係間、連携をとりながら、予定どおり実施した。	特になし	本課はイベントが多いことから、振替休日の消化がままならない状況が続いている、事務事業全体の合理化など、見直しの実施が課題。	このまま継続	係間の連携をより密し、働き方改革の要旨を踏まえ進める必要がある。	令和3年度同様に実施していく。
142	生涯学習推進事業	生涯学習課	生涯学習推進協議会を設置し、生涯学習に関する施策について、委員からの意見を求めるとともに総合的に整備、充実する方策を研究協議する。また、報酬の支払いや研修の計画・同行を行う。	生涯学習推進協議会委員を通じて広く町民の意見を聴き、生涯学習に関する施策に反映させる。	目標未達成	町民のつどいは、新型コロナウイルス感染症の影響で中止になった。また、生涯学習推進協議会は、視察研修、町民のつどいが中止になった影響で1回のみ開催となった。	特になし	生涯学習の推進について推進組織の企画や総合的な企画運営を行うため、生涯学習関係団体の実践者等から選出される委員により町内の情報交換を行うと共に、他市町の事例を研究し協議を行う。	このまま継続	会議時に活発な意見交換を行うため、先進地視察を引き続き実施していく。	令和2年度同様に実施していく。
143	公民館事業	生涯学習課	青少年教育全般 図書業務 主催事業 交流体験の翼 学社連携 成人式 PTA 育成会 いきいきトライやるスクール、遊びの達人	町民が社会教育を通じて、その成果を活かし地域づくりにつなげる状態にする。	目標未達成	新型コロナウイルス感染症の影響でほぼ事業ができなかった。	地域課題解決に取り組む公民館事業が求められている。図書館建設の要望あり。	自分が住んでいる町に関心・愛着・誇りを持たせるような社会教育が必要。	このまま継続	今後は青年教育、とりわけ高校生～20代を対象に社会教育を進める。引き続き、図書館基本計画策定を行う。	令和3年度同様に実施していく。
144	改善センター管理運営事業	生涯学習課	施設の維持管理業務、センター貸し付け業務、地域住民の利便性を図るための各課関連受付業務を行う。	地域住民に対して学んだり交流を深めたりする場所として有効に使用してもらえる施設となる	目標未達成	夜間や祝祭日の施設管理を委託していることで、利用者の利便性を図っている。新型コロナウイルス感染症の影響で貸出中止期間があり利用者数が減った。	特になし	今後も利用者が利用しやすい施設にしていくとともに、利用者増を図るため、限りある予算を適切に活用し施設の維持管理をしていく必要がある。	このまま継続	施設の維持管理技術の習得や、他施設の情報収集につとめ、住民にとってより利用しやすい施設となるようにしていく。	令和3年度同様に実施していく。
145	あぐり館管理運営事業	生涯学習課	施設の維持管理業務、あぐり館使用のため貸し付け業務、地域住民の利便性を図るための各課関連受付業務を行う。	地域住民に対して学んだり交流を深めたりする場として有効に利用してもらえる施設となる。	目標未達成	夜間や祝祭日の施設管理を委託していることで、利用者の利便性を図っている。新型コロナウイルス感染症の影響で貸出中止があり利用者数が減った。	特になし	今後も利用者が利用しやすい施設にしていくとともに、利用者増を図るため、限りある予算を適切に活用し施設の維持管理をしていく必要がある。	このまま継続	施設の維持管理技術の習得や、他施設の情報収集につとめ、住民にとってより利用しやすい施設となるようにしていく。	令和3年度同様に実施していく。
146	公民館バス運行事業	生涯学習課	バス利用にあたり、利用者が適当であるか、運行行程に無理はないかを審査し、適切であれば運行を行う。また、安全走行のため、定期点検や適切な修繕を行う。	住民がバスを利用した研修を行うことにより見識を深めるとともに、研修で得た知識を社会活動に活用してもらう。	目標未達成	新型コロナウイルス感染症の影響で利用中止期間があったため利用者が減った。利用者のニーズに全て応えようと安全管理面に配慮した。バスを購入し20年以上が経過し故障が目立つようになった。	公民館に直営のバスがあることに、住民の方は満足している。	利用者のニーズに全て応えようと安全管理面で無理な行程になるので、利用者への説明を行わなければならない。バスを購入し20年以上が経過し故障が目立つようになってきている。	このまま継続	無理のない運行と安全な運行を行う。	利用者のニーズに全て応えようと安全管理面で無理な行程になるので、利用者への説明を行わなければならない。バスを購入し20年以上が経過し故障が目立つようになってきている。
147	ましこ花のまちづくり事業【新未来】	生涯学習課	花の町づくりを実施するため、「花畑イベント」・「施設・団体」・「フラワーボランティア」の3本柱を中心に、町全域に花いっぱい運動を展開し、花で包まれた美しい町を目指す。	大規模花祭りの実施により、地域コミュニティが醸成され、まちづくりの気運が高まるようにする。	目標未達成	小宅地区の菜の花・桜は多くの来場者がいたが、ひまわり祭とコスモス祭は新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。	毎年、来場者に満足していたい。	混雑時、悪天候時の駐車場の確保が課題。	このまま継続	大規模花畑(菜の花・桜祭り・ひまわり祭り・コスモス祭り)イベントを実施するとともに、町内の各種団体に働きかけ、花をいかしたいまちづくりを推進する。また、ひまわりを通して連携した野木町、上三川町とともにイベントをPRしていく。小宅古墳群の桜・菜の花についても、備品や人的支援をしていく。地方創生事業を活用し、各地区が自走できるよう支援していく。	令和3年度同様な取り組みを行う。



148	町民大学運営事業【新未来】	生涯学習課	まちづくりに関し、大きく基礎・知識・実践の3つの領域で、全22講座を実施。17単位以上で卒業。まちづくりに取り組む実践者の育成。	学生が翌年度から、地域課題に対し、まちづくり活動を実践する状態を目的とする。	目標以上	令和2年度より、高校生を対象に益子芳星高校で町民大学を行った。8つのグループがアクションプランを作成し想像以上の成果をあげた。	受講した高校生の評価は良かった。	益子芳星高校以外の高校を対象にした講座が必要	改善して継続	町民大学は、令和2年度で終了となるが、引き続き、これからの未来を担う高校生を対象に事業を行う。	引き続き補助金を活用し高校生を対象に開催する。
149	文化財保護事業	生涯学習課	文化財保護審議会の招集、議事の取りまとめ等を行う。審議会に必要な資料等を収集する。開発業者に対し埋蔵文化財包蔵地の照会を行い必要に応じて届出の指導、現地確認・指導を行う。	文化財保護審議会の運営を支援し、委員の文化財の保存や活用に関する見識を深められるようにする。開発業者に埋蔵文化財包蔵地の照会を行い、埋蔵文化財の保護・保存を行う。	目標程度	町文化財保護審議会の研修を開催することで審議委員の見識を深める支援ができた。また、土地の開発事業者に対し埋蔵文化財包蔵地の照会を行い、必要に応じ届出の指導、現地確認・指導を行った。さらに、長年にわたり要望の強かった詳細遺跡分布地図を整備するにあたり、詳細遺跡分布地図作成委員会を立ち上げた。	詳細遺跡分布地図の整備要望あり。	詳細遺跡分布地図を整備することが課題である。	このまま継続	文化財審議会委員に年2回の文化財審議会の出席や宿泊研修、文化財防火訓練に積極的な参加を促す。埋蔵文化財関係については、遺跡分布地図の整備について調査員と共に地図作成を進めていく。また、現在整理整頓ができていない遺物の整理及び管理についても実行に移していく。	遺跡の現状を把握し、埋蔵文化財の包蔵地を確認できるよう詳細遺跡分布地図を作成していく。
150	町民会館管理事業	生涯学習課	施設の安全維持のため、各種専門業者に管理や点検などを委託し、点検等で異常があった場合には速やかに修理、修繕を行う。利用者が快適に利用できるよう会館の環境を整える。	町民会館を利用する人が、安全で効率的に利用できるようにする。	目標程度	事故発生がなく、利用者の安全確保ができた。新たに町民会館駐車場の区画線修繕工事をしたほか、町民会館舞台屋根雨漏り修繕工事等を実施した。舞台業務については、業者委託することにより、安定したサービスの提供を行えた。	町民会館空調設備(吸収冷温水機)更新工事の要望あり。	施設が築30年となり、経年劣化により老朽化しているため現在は優先順位をつけて更新を実施している。	このまま継続	引き続き、各種専門業者に施設の管理や点検などを委託し、点検等で異常があった場合には速やかに修理・修繕を行い、安定したサービスと維持管理に努める。	経年劣化による老朽化が著しいため、優先順位を決めて計画的に改修を行いたい。
151	町民会館運営事業	生涯学習課	アマチュアバンドコンサートや町音楽祭の開催、若手音楽家によるコンサートの実施。	住民一人ひとりに、優れた芸術にふれる機会、発表する機会を提供する。円滑に施設の申込や使用ができるようにする。	目標未達成	町音楽祭については今年度は子どもの部と大人の部を併せて開催した。新型コロナウイルスの影響もあり、出演者(団体)は5(個人2名、3団体)となってしまったが、出演者・来客者ともに満足していただける内容になっていたと思われる。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、アマチュアバンドコンサートや若手音楽家支援コンサートは中止となってしまっただけでなく、公民館休館や貸館中止の影響により目標としていた成果が達成できなかった。町民会館利用受付に関してはトラブルもなく要望に応じられた。	特になし	自主事業について、広く町民に周知し集客数を多くすることが課題。	このまま継続	町民の方が気軽に参加できるコンサートを中心に実施。若手音楽家支援事業コンサートも継続して実施。会館の貸館受付については、現状のまま継続する。	現状維持で継続。
152	文化振興事業	生涯学習課	加入団体の連絡・交流、文化・芸術の振興のための成果の発表の支援。年2回の会員研修や他市町文化協会との交流会を行う。町文化祭や郡芸術祭の実施。	文化協会会員が、連携・協調し、文化水準の向上を目指し、安定的な活動ができる。町民が文化祭等を通じ、活動発表や芸術作品に触れることにより充実した文化活動ができる。	目標未達成	新型コロナウイルスの影響で文化協会の総会、理事会等の会議や文化祭、会員研修等軒並み中止となってしまった。芳賀地方芸術祭は芸文部門のみ審査し表彰することはできたが、ギャラリー部門や演劇部門、民舞吟部門は中止となってしまった。	文化祭ギャラリー部門の最終日を日曜日にしてほしいとの声もあるが、町民まつりに合わせた方が集客が見込めるため、町民まつりと合わせることを文化協会理事会で決定している。	新型コロナウイルスの状況を鑑み、今後イベント等の開催の有無や時期について決定する必要がある。また、会員の高齢化及び舞台部門発表時の観客増加に向けた工夫が必要。	このまま継続	文化協会加入の団体または会員が連携・協調し、文化水準の向上を目指して安定的な活動が出来るよう支援する。	現状維持で継続。
153	益子町体育協会支援事業	生涯学習課	運営経費を補助するとともに、企画運営を行う。町駅伝競走大会及び郡市民体育祭や県民スポーツ大会の選手派遣、各種主催大会の開催及び傘下団体主催事業の事務的な人的支援による運営	町体育協会の活動を支援することにより、住民がスポーツをする機会を提供し、健康維持・体力増進を図るとともに、スポーツ人口の拡大や競技力の向上を目的とする。	目標未達成	少子高齢化時代、スポーツ離れが加速するなかでスポーツの楽しさや素晴らしさなど、興味を持ってもらうために場所の確保や環境、いろいろなスポーツの情報提供が必要と思われる。新型コロナ感染拡大防止のため、各種大会が中止となった。唯一、町民デーは開催でき多くの方々が参加してくれた。	新型コロナ関連により、多くの行事が中止になる中、町民デーに参加することができて嬉しかった。	町民のニーズや期待に適切にこたえ、町民一人一人がスポーツ活動に継続的に実践できるような、また、競技力向上や健康増進につながるようなスポーツ環境を整備することが責務と考えられる。また、新型コロナ感染予防について、どのように対策をしながら大会等を開催するか検討する必要がある。	このまま継続	町体育協会の支援としては、参加者のニーズに合わせた大会運営や開催に向け支援が必要な団体には、自主運営に向けた人的支援や情報提供を行う。新型コロナ感染予防対策をどのように実施して大会等を開催するか検討を進める。	スポーツのきっかけ作りは大切であるが、少子高齢化のなかで、変化する住民ニーズを適時適切に把握し、地域住民自らが主体的に取り組むスポーツ活動へ移行できるよう支援の方策を検討する。
154	スポーツ振興係事務	生涯学習課	スポーツ推進委員の活動を行う。町内の小中高学校等の施設使用について、受付、調整を行う。	住民がスポーツやレクリエーションをする機会を増やすことにより、健康を維持し、体力増進ができるようにする。	目標未達成	スポーツ推進委員事業では、ニュースポーツの出前講座の要請を受け、2回講座を開催した。文科省及び全国スポーツ推進委員連合からの表彰を各1名受賞することができた。学校施設開放事業では、新型コロナ関係で各学校と検討して感染対策を徹底した。また体育施設の休館や再開に伴う連絡調整を利用団体へ迅速に対応した。	特になし	今回の新型コロナ関係で、急遽、施設が使えなくなったり、再開する際の連絡手段が電話あるいは通知であるため、不便さを感じた。全ての利用団体へ一斉に連絡ができる手段が課題である。	このまま継続	ましこチャレンジクラブと連携を図り、より幅の広いスポーツ普及活動が出来るよう取り組みを進める。スポーツ推進委員事業ではニュースポーツの実技講習会、研修会に参加し誰もが指導できるようスキルアップを図っていく。芳賀地区スポーツ推進委員協議会長(事務局)になるので、会議や交流会の準備を計画どおりに進める。学校施設開放事業では、利用団体、管理人共に円滑な連絡調整を図っていく。また、利用者へ使用方法について再確認してもらう。	ましこチャレンジクラブとより連携を深め、幅の広いスポーツ普及活動を行っていく。スポーツ推進委員活動について、スキルアップできるよう研修会や地域行事に、より多く参加する。学校施設開放事業では、利用団体、管理人共に円滑な連絡調整を図っていく。

155	スポーツ教室運営事業	生涯学習課	トップアスリートを招いて、小中学生及び指導者を対象にしたスポーツ教室、及び講演開会等の企画運営を行う。	運動をする子どもたちが少ないなか、いかにしてスポーツに接するきっかけづくりの場を提供していくか、また、将来、町から日本を代表する選手を輩出するためにトップアスリートを招いて経験や技術等を学び、そしてスポーツを通して将来の夢や目標をしっかりと持てるよう助けをする。	目標未達成	少年スポーツ教室の全ての種目、トライランスクール、スキー・スノーボード教室が新型コロナ関連で中止となった。トレーニングルーム室利用者講習会は、新型コロナの状況を注視しながら開催することができた。その際、講習会の参加人数の制限及び時間短縮に対応した。	特になし	スポーツに接する子どもたちが少なく、参加者は減少傾向である。そのような中、新型コロナ関連で、多くのスポーツ行事が中止となってしまった。スポーツをしない、出来ない生活に慣れてしまい、今後のスポーツ行事を再開する際に、いかに参加を促すかが課題である。	このまま継続	新型コロナ感染状況を注視しつつ、安全に開催できるよう対策を検討する。スポーツ教室の講師については、より効果の上がる講師の選定に努める。少年スポーツ教室の開催時期や教室種目の検討をする。子供たちに夢を与えられるような講師の選定。指導者対象の実技講習については、引き続き少年スポーツ教室と合わせて実施。	少年スポーツ教室事業は、子供たちにスポーツの興味を持たせ、将来への夢・目標を持ってもらい、またそれをバックアップする体制を構築するために必要な事業であるため、継続的に実施していく。少年スポーツ教室の中で指導者育成の要素も取り入れて実施する。
156	体育施設維持管理業務	生涯学習課	体育館・武道館・町民センター、南運動公園、北公園そして北運動場等の施設の貸し出し、予約受付、使用料の収受、施設の整備、維持管理を行う。	住民が町民センター・総合体育館、南運動公園、北公園そして北運動場を利用し、スポーツをすることによって、健康を維持し、体力を増進できるようにする。	目標未達成	各体育施設の貸し出しと適正な維持管理を行った。新型コロナ関係で、体育施設利用制限を感染状況に合わせて実施した。また利用者の感染予防策として、消毒や換気、体調管理等を実施できる環境を整えた。公園の芝管理、及び遊具の点検と修繕により、サービス水準が向上した。トレーニングルーム器具の配置替えをして利用空間を広くした。施設LED化について、関係部署や業者と打合せをした。	体育館内の暑さ対策について、検討して欲しいと要望がある。	町民センターグラウンドが傷んでおり、土を入れ替え、大型機械による整地作業が必要となってきている。プールも老朽化が進んでいる。総合体育館の夜間利用は飽和状態であり、既存利用団体を優先しているため、新規利用の予約や当日受付利用が困難な状況。荒天の際、雨漏りがひどいので、何らかの対応が必要となる。施設老朽化により、設備機械等の修繕や改修、水道管敷設等を検討していかなければならない。水銀灯が廃止になるため、照明のLED化を検討する時期になった。	このまま継続	利用者が快適に施設を使用できるように、不具合箇所は早めに対応する。水銀灯の廃止に備えて、施設照明のLED化について検討を進める。施設使用料金について、利用者に分かりやすく理解できるよう周知する。芝管理用スポーツトラクタを更新するため、有効活用できるよう努める。	施設の維持管理に務め、早めの修繕等を行って行く。また、利用については関係団体と調整を図っていく。
157	スポーツ少年団支援事業	生涯学習課	県登録、指導者講習会、町及び郡大会の運営、補助金や手当の交付を行う。	小学生等のスポーツ環境を整え団員及び指導員の増加を目指し、体力・競技力の向上を図る。	目標未達成	新型コロナウイルスの流行により、ほとんどの大会を中止することとなった。感染状況に応じて、団員の活動制限等の連絡調整を行った。開催できたのは新人野球大会と秋季バレーボール大会の2大会のみである。指導者に向けた講習会も3回すべて中止となった。コロナ禍の活動中止期間中、団員の引退及び退団が多くなる中、毎年行っているお知らせ版を利用した団員募集記事を1回から2回に増加させた。	広報誌で、団員募集を適宜呼びかけて欲しい、との声がある。	少子化、新型コロナウイルス流行による活動休止期間により団員数の減少が著しい。また、栃木県内において、ハラスメント事案が発生している件を受け、スポーツ少年団としての理念を理解した指導者の育成が必要である。子供の小学校卒業を機に、引退する指導者も多く、永年、団に携われる指導者が少ない。	このまま継続	各スポーツ少年団の現状を把握して、的確に、問題点や課題についてアドバイスしていきたい。スポーツ少年団としての理念を理解した指導者の育成に努め、積極的に研修会等の案内を行う。今後の日本スポーツ少年団の経緯をよく理解し、指導者に伝える。	認定指導員不足で大会に出場できないことのないように、年々認定指導員が増え、団員も増えていくように、研修会を周知し、広報誌を利用し広く団員募集も定期的にしていく。
158	国体支援事業	生涯学習課	実行委員会等組織の編成、会場設備の改修の推進、国体PR活動の推進	2022年に開催されるとちぎ国体の開催に向け、施設の整備推進、開催の機運の醸成等を図る。	目標程度	競技会場の整備については、BSO表示板の設置や芝張替え工事の実施設計を行い、開催に向けて準備を進めた。また、コロナ対策に伴う制限等がある中、効果的な会議の開催やPR活動、情報収集等を行うことができた。特に、共催市町及び競技団体との打ち合わせでは、活発に意見交換を行い、大会運営の調整や情報の共有を行うことができた。	特になし。	令和2年度に開催を予定していた本大会(鹿児島)及びリハーサル大会(三重)がそれぞれ延期、中止となり、大会の状況が確認できる機会を失ってしまった。両競技とも複数市町の共催競技となるため、大会成功に向けて市町及び競技団体との連携が重要となる。また、新型コロナウイルスの感染状況によっては、運営方法や来場者(選手監督、スタッフ、観覧者等)に対する感染症対策など、状況に応じた対応策が必要となる。	このまま継続	競技別リハーサル大会(令和3年10月開催)の実施及び令和4年度の本大会開催に向けての準備を行う。また、大会開催の機運を高めるため、広報啓発活動を積極的に行う。競技別リハーサル大会の開催、会議等の開催(実行委員会関連会議、庁内会議等)、共催市町及び競技団体との連絡調整、競技会場整備(芝張替え工事、競技用具整備)、先遣地視察(三重国体等)、広報啓発活動の推進(啓発用品作成、花いっぱい運動等)	令和4年10月に本大会を実施。大会成功に向けて準備を進める。
159	文化財活用事業【新未来】	生涯学習課	歴史文化基本構想の推進を図るため、歴史講座等の実施。文化財の保存推進のため国・県・町の補助金等の活用。まじこ検定や世間遺産認定の実施、かさましこ日本遺産活性化協議会の運用。	町内文化財の保存や活用、普及啓発を行い、町民をはじめ多くの方に、文化財についての見識や重要性を知ってもらおう。	目標程度	歴史文化基本構想推進委員会を開催し、文化財の保存と活用について協議することができたほか、文化庁の補助金を利用し、案内板等を整備することができた。また、6月には笠間市と共に日本遺産となり、7月にはかさましこ日本遺産活性化協議会を立ち上げることができた。さらに、広報まじこでは世間遺産や日本遺産の紹介を9回掲載することができた。文化財の保存については、日下田邸(染色工房併用)茅葺き屋根等の修繕をすることができた。	日本遺産になったことを契機に補助金を活用し、地域活性化につながるよう努めてほしいとの要望や文化財修理に関しては国や県補助金の確保に努めてほしいとの要望あり。	かさましこ日本遺産活性化協議会やその下部組織にあたる2つのワーキンググループ(文化振興グループ・観光振興グループ)の意見を踏まえ、地域活性化に取り組んでいく必要がある。また、歴史文化基本構想推進委員会を開催し、現状と町民ニーズを捉えながら停滞することなく事業を進めていくことや文化財所有者と連携を密にし、計画的な文化財の改修ができるようにすることが必要と感じている。	このまま継続	笠間市と連携して文化庁の補助金を活用しつつ、日本遺産の普及・啓発を図るほか、環境整備を行い、地域全体の魅力向上につなげていく。また、まじこ世間遺産認定は令和2年度で終了となるため、今後は所在地や特徴を紹介する「まじこ世間遺産マップ」の作成に向けて準備を進めていく。文化財の修理に関しては、綱神社・地藏院防災設備の修繕を実施する予定。	継続して実施。